

地域社会研究
ディスカッションペーパー2025

発行日時 令和年3月2日(月)
発行者 弘前大学大学院地域社会研究科

目 次

ディスカッションペーパー No. 1

「雪にどう向き合うか 青森市除排雪検討会議・2025年の活動をめぐって」

楢引 素夫 . . . 2 ページ

ディスカッションペーパー No. 2

「アメリカ非監査業務の制度的展開と日本への示唆—公認会計士責任の比較制度分析—」

高松 達也 . . . 20 ページ

ディスカッションペーパー No. 3

「小学生を対象とした実験教室の企画・実施—鹿角市内における実践報告」

杉江 瞬 . . . 35 ページ

ディスカッションペーパー No. 4

「地域づくり現場の OODA ループの活用についての考察—中間支援組織として NPO ひろだりサーチの活動から見た集落への入り方—」

竹ヶ原 公 . . . 47 ページ

ディスカッションペーパー No.1

雪にどう向き合うか 青森市除排雪検討会議・2025年
の活動をめぐって

櫛引 素夫

雪にどう向き合うか

青森市除排雪検討会議・2025年の活動をめぐって

櫛引 素夫¹

1. はじめに

青森県は2024年から2025年にかけての冬季（以下、2024年シーズンと表記）、豪雪に見舞われた。青森県庁のまとめによると、死傷者181人、建物被害は553件に達し、交通障害などにより市民生活に大きな混乱が及んだ¹⁾。

青森市は例年より早く、大量の、しかも湿った雪が降ったことに加え、除排雪の対応が追いつかなくなったため、市民からの相談・苦情が約1万9,000件に上った²⁾。

一連の混乱を受けて、青森市は2025年5月、豪雪の経緯と庁内の対応を検証する「青森市豪雪災害白書」（以下、豪雪白書）を作成する方針を明らかにするとともに、除排雪の技術的課題を検討する会議として「除排雪検討会議」を設置した。筆者は座長として、同年8月にかけて、検討作業および結果の取りまとめに従事した。

青森市はこれまでも雪には苦しめられつつ、「人口10万人以上では世界一の豪雪都市」を標榜してきた。ただ、気候変動に伴って近年、降雪パターンが変化している可能性がある上、除排雪システムの維持には人口減少と高齢化、関連業者・業界の変容、さらには都市構造の変化といった要素が複雑に関わっている。このため、これまでの経験則が通用しない事態が発生している可能性を否定できない。加えて、ネットやSNSの普及に伴い、情報の流通が加速かつ多様化している上に、特に除排雪の不備をめぐるネガティブな感情や言動をネットやSNSが増幅している可能性がある。

これらの背景から、中長期的な除排雪システムの維持は青森市において、都市政策上の、しかも多領域にわたる大きな課題と位置付けられよう。しかし、これまでの議論をみる限り、除排雪システムの維持が「技術的な課題」と矮小化して扱われている可能性を否定できない。

本研究報告においては、主に2025年11月時点における筆者の見聞に基づき、上記の青森市除排雪検討会議（以下、除排雪検討会議）の活動の検証を通じて、「人口減少・高齢社会における都市政策としての除排雪システム」をめぐり、経過の記録と論点整理、さらに若干の考察を行うことを目的とする。詳細な情報については、除排雪検討会議の関連資料³⁾および豪雪白書²⁾を参照されたい。

¹ 青森大学社会学部教授・弘前大学大学院地域社会研究科客員研究員

なお、一連の取り組みを学術的な視点から整理・検討し、学会報告や論考の執筆・公表を行うことについて、除排雪検討会議の座長就任時点で、青森市から了承を得た。そして、2025年5月の東北地理学会・春季学術大会（東北大）および同年9月の日本地理学会・秋季学術大会（弘前大）において、途中経過を報告している（楢引、2025a・2025b）。

また、青森市は陸奥湾に面した市域に加え、平成の大合併で青森市となった浪岡地区から成り、豪雪白書をみても降雪の様相が大きく異なる。しかし、主に筆者の見聞の範囲および作業上の制約から、本報告の記述の対象は、陸奥湾に面した青森市域とする。

2. 青森市の2024—2025年の降雪

北日本は2024年シーズン、強い寒気に見舞われ、青森県は大きな雪の被害を受けた。県庁は2025年1月4日、2013年度以来となる豪雪対策本部を設置した。県全体での人的被害は死者10、重傷者46、軽傷者125の計179人、住家被害は144件（全壊4件、半壊8件など）、非住家は409件（全壊134件、半壊86件など）、合計553件だった¹⁾。農業被害は214億8、000万円に上り、うち202億円余りをリンゴの枝折れ被害が占めた。また、農業用倉庫などの倒壊が多発した⁴⁾。

気象庁ホームページから確認すると、このシーズンの青森市は、初雪が11月9日と、冬の訪れはほぼ平年並みだった。しかし、12月に入って雪の量が増え始め、年末には1mに達し、年を越えて1月上旬には同月として過去最深となる139cmを記録した。その後も小康状態を挟みながら積雪は平年より多めに推移し、2月末には150cmに達した。しかし、2月まで多雪だった半面、3月以降の雪解けが例年より早く、累積降雪量は、過去の2011～2012年などの多雪シーズンより少なかった。

豪雪白書によると、2024年シーズンの特徴は、上記の通り12月から1月初めにかけての多雪である。12月27日～28日の2日間で51cmもの降雪があり、積雪深が96cmに達した。また、1月1日から4日までの4日間に74cmの降雪があり、最大積雪深が131cmに達している。この数値は、年末年始（12月28日～1月5日）の期間中の降雪としては、1897年の130cmを127年ぶりに更新する記録だった。また、1月5日時点の積雪は139cmと平年の3倍に達し、記録が残る1893（明治26）年以降の最多だった。

特徴的なのは、雪質を示す「雪水比」の値である。この数値は1mmの降水が何cmの雪に相当するかを示し、値が小さいほど湿った、重い雪であることを示す。豪雪白書によれば、12月の雪水比は1.6と、過去20年間で最小だった。翌1月は1.8、2月は1.9と、それぞれ過去20年間で2番目に小さかった。

加えて、12月の降雪時は、大雪の直後に降雨、雪が固まる現象が繰り返した上に、積もった雪が崩落したため、除排雪システムが思うように稼働しなくなった。バスのすれ違いが困難になって終点までたどり着けなかったり、渋滞の激化で宅配便が1月に一時、青森市中心部への荷物受付を停止したり、といった事態も生じた。

青森市の除排雪費用は、最終的に 74 億円に達した。また、市民の苦情は青森地区 17、797 件、浪岡地区 1、175 件の計 18、972 件に上った。

豪雪白書に記述はなく、筆者も詳しい検証はしていないが、SNS には積雪や道路状況、除排雪の進行・停滞に関する投稿が多数みられ、動画付きで作業状況を批判する投稿も少なくなかった。SNS が迅速な除排雪の進展や渋滞の回避に貢献する一方で、除排雪に対する市民の不満や批判を増幅していた可能性がある。

3. 青森市除排雪検討会議の設置と検討経緯

前述のような経緯を経て、青森市は 2025 年 5 月、除排雪検討会議を発足させた。筆者が調査した範囲では、市が開設した、除排雪態勢をめぐる検討組織の開設は 11 年ぶりである⁵⁾。メンバーは建設資材会社の気象予報部門の所長、青森市と東津軽郡の除排雪関連業者の組織・東青地区除排雪協会の会長、青森市町会連合会会長、青森市社会福祉協議会会長、大学教員（筆者）の 5 人である。また、ミッションは現状整理、論点・課題整理、そして解決手法の検討と設定された。

前述の通り、青森市は豪雪白書の作成を、除排雪検討会議の作業と並行して進めていた。このため、除排雪検討会議の作業開始時には、基礎資料が必ずしも整理された状態に準備されておらず、作業のプロセスやアウトプットの形態・内容についても明確に定まっていなかった。何より、豪雪白書の作成との関連も十分に整理されないまま、検討作業を進めざるを得なかった⁶⁾。

これらの事情も手伝って、検討作業は結果的に、「そもそも除排雪の技術的課題とは何か」という定義の模索を起点として、都市政策をめぐる幅広い領域の構造を考察する、という難度の高い展開をたどった。最終的なアウトプットの形は 7 月によく決まった。最終的には、多くの価値ある情報が会合資料として集まったことから、これらの資料と会合の議事録に、各委員のコメントを加えて市長に提出するという、変則的な形態となった⁷⁾。

4. 検討結果

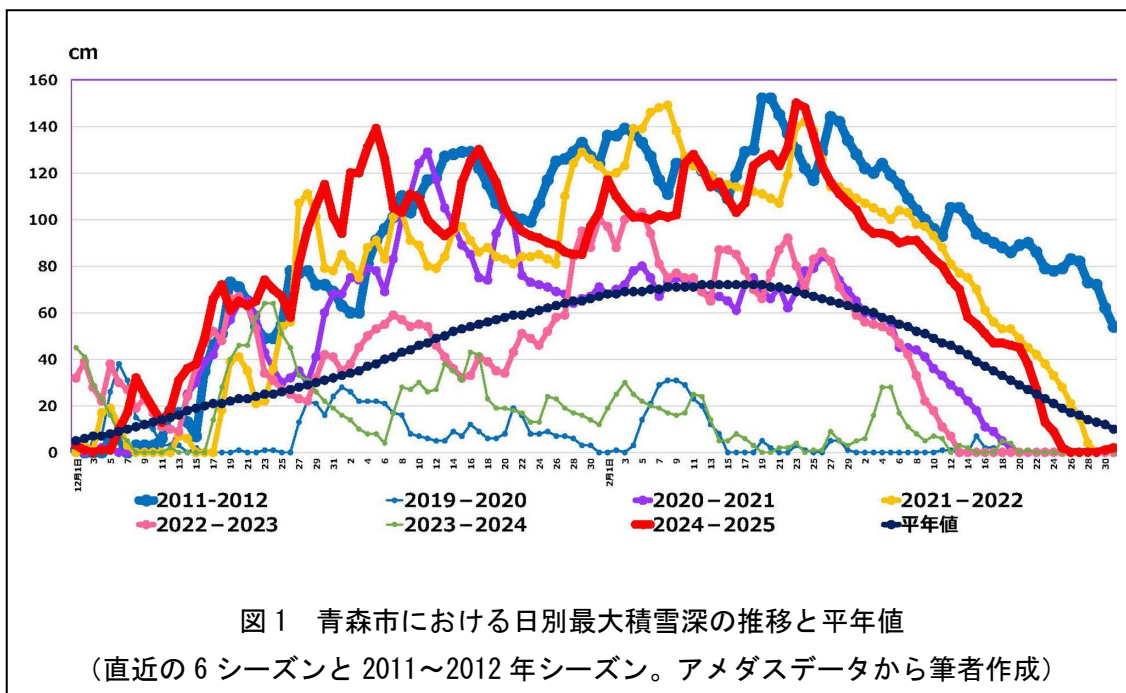
本章では、主に筆者が委員としての立場からまとめた検討内容について記述する。

4-1. 降雪状況

直近の 6 シーズンおよび豪雪だった 2011 年シーズンについて、青森市の 12 月～3 月の日別最深積雪深をアメダスデータからまとめたのが図 1 である。2021 年・2024 年シーズンが多雪、2019 年・2023 年シーズンが少雪、2020 年・2022 年シーズンがその中間と、大きく 3 つのパターンに分かれている様子が見て取れる。わずか 6 シーズンの中でも年による変動が著しい上に、天候推移にある程度のパターンが存在している可能性を示唆している。

注目されるのは、2011 年シーズンと 2021 年・2024 年シーズンの対比である。最深積雪深が 150cm 超とほぼ同等ながら、2011 年シーズンは 3 月末でも多くの雪が残っていたの

に対し、2021年、2024年シーズンは平年より早い時期にゼロになっており、「春が早い」傾向がみられる。なお、1897（明治30）年以降の積算降雪量や最深積雪深のデータをみると、特に2000年代以降は積算降雪量が減っている半面、最深積雪深は大きな変化はない。つまり、両者は必ずしも連動しておらず、「シーズン全体の降雪量が少ない割に、最深積雪は多い」、あるいは「まとまった雪は相変わらず降っているが、シーズン全体の降雪量が少ない」傾向がみられる⁸⁾。



ピーク時の雪の深さが大きくは変わらないことは、除排雪の態勢を縮小できないことを意味する。他方で、雪が降る期間が短くなることは、除排雪の態勢を維持する期間が短くなることを意味する。このため、作業を担う業界には雇用・契約などのビジネスモデル面で、有形無形の影響を及ぼすことになる。

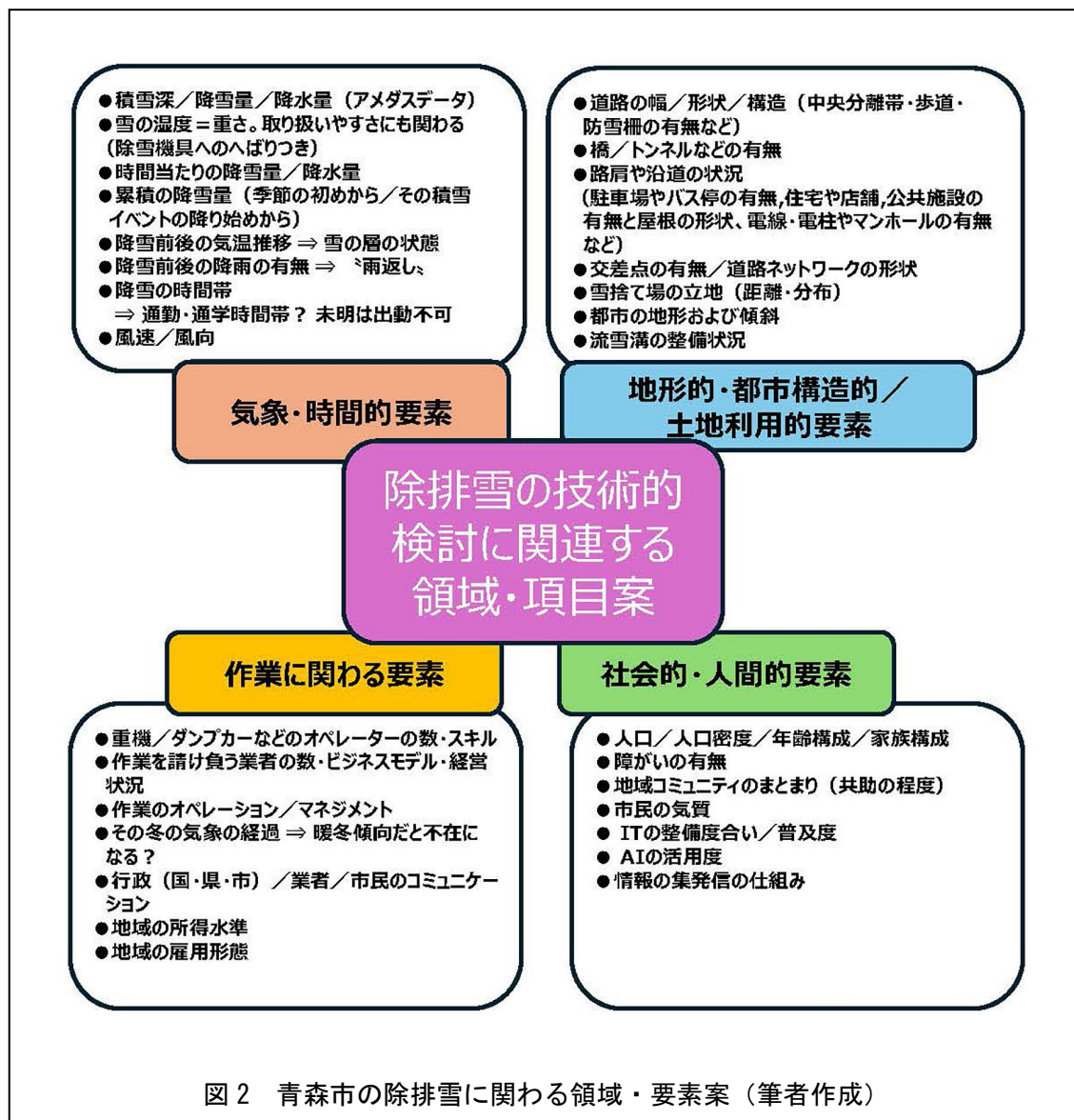
加えて、これらの傾向により、「大雪」「豪雪」の考え方を修正する必要性が生じている。

2025年4月7日の東奥日報（青森県の地方紙）記事は、「大雪 思ったほどじゃなかった？ 今冬／青森市」という見出しで、2024年シーズンの年末年始が記録的豪雪に見舞われた半面、シーズンとしての最深積雪深が歴代10位に入っていないこと、累積降雪量も平年比119%の669cmだったことなどを紹介して「大雪は印象に比べて限定的で、総じて暖かい冬だったことが浮かび上がってきた」と結論づけている。

この記事が象徴するように、「大雪」「豪雪」にはもともと明確な定義はなく、基準も印象も曖昧である⁸⁾。このシーズンの雪が「大雪」でなかったとしたら、何に基づいてどう形容したらよいか、あらためて基本的な考え方と用語を整理する必要がある。

4-2. 除排雪に関連する諸要因と構造

除排雪をめぐるのは、降雪のメカニズムや除排雪のシステム、経済効果、被害の多様性、さらにはステークホルダーの関係性など、広い領域にわたり複雑な要因が関わっている。しかし、これらを網羅的に整理し、体系的に関連づけた先行研究は管見の限り見つかっていない。



その一方で、除排雪検討会議の会合を重ねるうち、除排雪業界が新規のオペレーター確保に苦勞し、他業界へのオペレーター転出も目立つこと、背景には作業環境や賃金の問題があること、半面、建設・土木関係以外の業者の参入も目立つこと、などが明らかになった。

これらの背景と経緯を踏まえて、筆者の経験や、各分野のテキストを参考に、領域と要素を整理してみたのが図2である。大きくは①気象・時間的要素、②地形的・都市構造的/土地利用的要素、③作業に関わる要素、④社会的・人間的要素、という5つの領域を設定した。

①については、一般的な気象要素に加え、降雨イベントの有無をはじめとする天候の推移、通勤通学に直結する降雪の時間帯などの要素が考えられる。②については、道路の構造に加え、雪捨て場の位置、特に流雪溝の整備の可否を左右する都市の地形・傾斜といった要素が考えられる。③については、狭義の除排雪作業に直結する重機やオペレーターの数、行政と業者、市民のコミュニケーション、さらにはオペレーターの確保に直結する所得水準や雇用形態といった要素が考えられる。④については、人口・年齢・労働力、地域コミュニティのまとめ、ITの活用能力といった、都市を取り巻く要素が考えられる。

また、別の視点から、除排雪に関する検討上の留意点をまとめてみたのが下記のリストである。

- (1) 降雪のメカニズム：予想可能性、対処の可能性
- (2) 「被害」の多様性：建物損壊・人的被害・交通障害・物流停滞
- (3) 「被害」の偏在：「弱者」のダメージ
- (4) 地域経済との関連性：ダメージと恩恵の構造・バランス
- (5) 地域の持続可能性：人口流出、QOL
- (6) ネットの功罪：情報の可視化・共有のメリット、負の感情の増幅と拡散

降雪のメカニズムの解明と理解は、そのまま降雪の予測可能性や被害への対処の可能性につながる。また、豪雪の被害についても、考え方・用語の整理が必要である。さらに、「被害」が高齢者をはじめ「弱者」に選別的にダメージをもたらす可能性に目を向ける必要がある。何より、降雪とその対策は、若者の流出をはじめとする人口問題や、QOL（生活の質）を左右し、「地域の持続可能性」に直結している。加えて、前述のようにネット、特に SNS の普及はメリットだけでなく、負の感情の増幅と拡散にも寄与している可能性を想定しなければならない。

以上の点を考慮した上で、除排雪をめぐる技術的検討の構造的な課題を整理したのが図 3 である。ひと口に「技術的課題」といっても、さまざまな要素が互いに関連していること、一方で全国の積雪寒冷地共通の課題と青森市固有の課題とが存在している可能性があることを視野に入れる必要がある。

さらに、これらについて都市政策的な、かつ、時間的にも空間的にも複層的な観点から、取り組みを進めていく必要性をイメージ化したのが図 4 である。

このような、個別の課題の構造化は、特に市役所の各部署における業務や課題の再検討、そして関連づけが大前提となる。つまりは、技術的な検証と対策の検討を総合的に行うには、この作業に見合う形での、市役所全体の業務改革を併走させる必要がある。

4-3. 検討作業を通じて見えた課題

除排雪検討会議の打ち合わせと会合を重ねるうち、大きな課題として浮上してきたのが、「起点」としてのコミュニケーション問題である。雪をめぐる、市役所内の情報や意識が必ずしも集約されておらず、業務と情報のつながりの改善が急務と見受けられた。

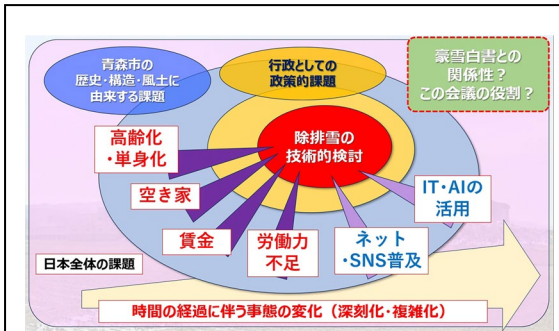


図3 除排雪に関する技術的検討の構造的な課題の整理案（筆者作成・除排雪検討会議資料から）

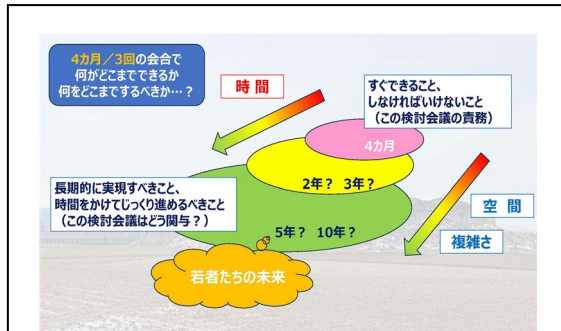


図4 除排雪をめぐる検討作業の進め方イメージ（筆者作成・除排雪検討会議資料から）

前述のように、豪雪白書が作成途上だった事情もあり、第1回の会合までに準備された資料を見る限り、降雪や除排雪に関する要因が網羅されていないことに加えて、事業の体系化や課題の構造化がなされていない印象を受けた。降雪や除排雪をめぐる情報の全容が分からない上、課題相互のつながりもはっきりせず、いわば「地図のない」状態に見受けられた。このため、行政と市民、除排雪業者の間で共有すべき情報や課題も明確ではなく、ITやAI活用といった最新の知見を採り入れようにも、その知見の置き場所が見つからない可能性があるかと推測された。

その状況を改善するには、「情報収集－整理－分析・検討－対策－フィードバック」という流れを再整理し、さらに業務およびステークホルダーとの関係性を創造的に改革していく作業が急務である。そのためには、会議の開き方や庁内連携の仕組み、何より職員の意識そのものの変革が不可欠と感じられた。

加えて、前述のような前例の乏しい天候の推移、そして青森市が県庁所在地で全国ワースト級の人口減少に直面している事情を考慮すると、除排雪をめぐる今までの体制や意識に限界が訪れていると判断せざるを得なかった。これらの事情から、検討作業は「新しい悩み方から考え直す」性格の営みになった。市政や除排雪に関して意識すべきと考える主な論点は次の通りである。

- ①気候変動：想定外の気象の推移
- ②人口減少と高齢化：市民の除排雪力低下／労働力不足
- ③建設業界の構造的変化：多業種・他業種参入、オペレーター流出…除排雪の体制や人員が変化
- ④情報の集発信の限界：ネット・SNS普及に対応できず

4-4. 委員としての提起－「雪ポータル」構築とその次のステップ

▽「雪ポータル」構築

以上の検討を踏まえて、一委員としては、「市民向け『雪ポータル』サイトの構築とSNS対応の充実」を提起した。

まず、すぐにでも着手し、進めるべきは、下記の4点と整理した。

- ①業務改革：庁内の情報や意識の流れを変える ⇒ まず市役所が変わる
- ②DX 推進：どこでどうデジタル化を図るか
- ③市民と市役所・業界のコミュニケーション改善：SNS 対応等の（再）構築、ボランティアのマッチングなど
- ④市と関係団体とのコミュニケーション向上：理事者／市役所／各部局／外部組織などの関係性を再構築

ただ、これらを個別に進めようとしても、難航することが予想された。そこで、これらの目的を掲げつつ、ある種の OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）として、雪や除排雪に関するさまざまな情報を整理し、発信・収集する「雪ポータル」サイトの構築を進めるプランを提案した。

併せて、作業に際してはまず、実際に除排雪を担当する業者やオペレーター、そして市民が、どのような情報を必要としているかを強く意識する必要性を強調した。

私見ではあるが、業者やオペレーター、市民それぞれのフラストレーションは「望む情報が手に入らないこと」が大きな要因になっている可能性を指摘したい。つまり、「なぜ、このような事態が発生しているのか」を伝えられれば、フラストレーションが減殺されるだけでなく、苦境を克服するヒントが生まれる可能性がある。

▽次のステップ

次に着手する事業として提起したのが、次の項目である。

- (1) 「1 年中、雪について考える」仕組み／勉強会づくり
 - ・各種データの研究・活用
 - ・市役所と庁外（大学・学校・企業・市民など）を結ぶ
- (2) 民間の「雪」研究団体との（再）連携
 - ・過去に活動していた団体の足跡を確認／民間とのつながり直し
- (3) 市の施策と「雪」との関連性の検討
 - ・例えば「脱炭素」と除排雪（の重機）との関連など
- (4) 他の豪雪地域・都市の取り組みの検討と学習、連携
 - ・国・他県の防災研究機関との連携：組織同士の前に、まず個人レベルでつながる
- (5) 「頑張った人が報われる」（業者・市民・市職員）仕組み・工夫の導入
 - ・「市役所自体が元気になる」

以下、若干の解説を加える。

(1) 「1年中、雪について考える」仕組み／勉強会づくり

2024年シーズンの降雪に伴う混乱に際して、市民から多く聞かれた声が「いったい何度、同じことを繰り返しているのか」という嘆きだった。

除排雪検討会議に提出された資料によると、雪については青森市町会連合会と青森市、東青地区除排雪協会と青森市、さらには国・県と青森市の間でそれぞれ、意見交換の場が設けられている。しかし、現実問題として、今回の豪雪に際して除排雪検討会議が開設された状況をみても、市民や行政、除排雪関係者が広く語り合い、現状について理解を深め、より適切な対応とそれぞれの役割を追求する仕組みが機能していない可能性がある。

加えて、筆者の見聞の範囲でも、青森市内では「雪のない時期には、降雪シーズンの問題を語りたがらない」空気が強い。

つまりは、さまざまな場面・チャンネルで、さらには通年モードで、これまでのコミュニケーションの在り方自体を根本的に再構築する必要がある。何より、これらの課題は青森市の人口構造や都市構造、産業構造にも深く関わる問題である。同時に、前述のように、県庁所在地でワースト級の人口流出・減少に悩む青森市においては、雪は地元定着をためらわせる最大の要因の一つでもある⁹⁾。青森市において、自然現象としての降雪はさておき、都市として、人間集団として、除排雪を通じて雪にどう向き合うかは「最大の人口減少対策」としても位置づけられよう。

以上のような観点から、「雪について通年で考える仕組み」の構築は、市政の在りようを左右する、極めて重要な施策と考えられる。

(2) 民間の「雪」研究団体との（再）連携

次に、青森市にとどまらず青森県全体でも、除排雪を含む雪対策総体が後退している印象がある。1990年代以降、青森県庁や青森市役所では「克雪・利雪」をテーマとした検討が盛んに行われ、民間団体も活発に活動していた。しかし、近年は「克雪・利雪」の文字を見る機会すら少なくなり、活動の記録もほとんど入手できない。背景として、人口減少や経済活動の低迷により、市の施策にも市民意識にも余裕や積極性がなくなっている事情などが考えられ、雪に関する市全体の意識が非常に内向きかつネガティブになっている可能性がある¹⁰⁾。

民間の「雪」研究団体の足跡を再確認し、新たな活動を構築する可能性は、追究する価値があろう。

(3) 市の施策と「雪」との関連性の検討

2000年代に全国的に知られた青森市のコンパクトシティ構想は、除排雪のコスト問題が端緒の一つだった（楡引、2016）。この一事をみるまでもなく、雪と青森市の施策は、顕在的・潜在的に、多くの接点がある。その接点をあらためて検証し、「雪」との向き合い方を市政運営の柱の一に据えるのは、一つの有力な考え方ではないか。例えば、検討会議でも言

及された話題として、「脱炭素」の動きと除排雪に際して重機が排出する CO₂ の関連づけなどを検討することで、施策のリアリティと厚みが増す。

青森市において、生活上の負荷がずば抜けて大きい季節は「冬」である。同時に、青森市の風土を最も強く規定している季節も「冬」である。冬や雪を、いわば青森市の暮らしの原点に据え、冬や雪への備えを市政の「起点」とする発想を、より強める必要があると筆者は考える。

(4) 他の豪雪地域・都市の取り組みの検討と学習、連携

現状では、青森市と、豪雪に悩む国内あるいは県内の主要都市との実務的な交流や連携は、必ずしも活発でない可能性を否定できない。しかし、近年はオンラインでの多様な交流や協働が極めて容易になっている。組織同士の連携を視野に、まず、SNS 等を介した個人レベルの交流を試み、積極的に他地域・都市の取り組みを参照して、除排雪対策のバージョンアップを期することは有力な選択肢である。

加えて、国や他県の、雪に関する防災研究機関との協働も、大学など研究機関の協力を得て、積極的に進める必要がある。

(5) 「頑張った人が報われる」（業者・市民・市職員）仕組み・工夫の導入

現状の除排雪作業は、作業に携わる人々が「責められることはあっても、褒められることが希な営み」と位置づけられよう。加えて、労働・雇用環境や賃金水準は、必ずしも若者を満足させる水準にない可能性がある。一方で、後述するように、さまざまなボランティア活動が新たな展開を見せてもいる。

前述のように、青森市の除排雪作業は、市民のフラストレーションのボリュームや方向性によっても左右され得る。雪に向き合う作業や職務が「貧乏くじ」に相当するものでなければ、前向きに従事しようがない。これは、市役所における職員についても言えるであろう。1万9,000件もの苦情電話に対応するため、担当課以外の職員が動員され、本来業務に支障を来せば、二次的な被害が発生し得る。何より、除排雪を担う業者が、使命感からタスクを全うした結果、メリットをデメリットが上回るようでは、「持続可能な除排雪体制」は構築しがたい。

これらについて、特に次代を担う若者の視点を踏まえて、検討し、対応を検討する営みが重要である。

▽当面の目標としての「オープンデータ型ムーブメント」

上記の取り組みを通じて、筆者が構築を目指すべきだと考えるのが「オープンデータ型のムーブメント」である。

本稿で繰り返し述べてきたように、最初かつ最大の課題は「情報とコミュニケーション」のありようの改善である。例えば、各種の正確な情報をいち早くネットや SNS に発信し、市

民や関係者が共有し、対話・検討する営みを通じて、課題と解決法・克服法を追究する仕組みをつくれれば、しぼんでいく各種のリソースの最大活用の道が開ける。逆に、そのような仕組み抜きでは、「雪との戦い」が立ちゆかないことは、自明であろう。

並行して、除排雪に関する庁内の各部署の当事者意識とネットワークを再構築しつつ、市民との協働態勢も再構築してこそ、軋轢や情報・対応の空白の解消を解消し得る。

文字通り玉石混淆のカオスと言えるネット・SNSの世界から、このようなムーブメントが機能する世界への移行がかなうかどうか。行政の見識と実行力が問われる。

▽中長期にわたる展望

上記に加え、5～10年の中長期的な対応についての試案として提示したのが「雪対策総合ラボ」（仮称）の開設である。

暫定的に5つのテーマまたはセクションを設け、これらの視点またはカテゴリーに関連する情報や要素を分析・検討し、緊急性に応じて、他の部署やステークホルダーと協働しながら対策を検討、実行する常設の組織——というイメージである。組織自体は必ずしも行政の一部門である必要はなく、また、多額の予算を必要とする組織でもない。大学をはじめ、民間との共同研究や提言、各種の実践に取り組む組織など、多様な形態と展開が想定される。環境さえ整えば、中長期的なスパンでなくても取り組みは可能であろう。

筆者が想定する、上記の5つのテーマまたはセクションは次のとおりである。

- ①気象要素
- ②地形的・都市構造的／土地利用的要素
- ③除排雪作業に関わる要素
- ④社会的・人間的要素
- ⑤ネット・SNSパトロール

4-5. 各委員からの意見の要約

検討作業を通じて、各委員から多様な意見が提示された。本節ではその要約を列挙する。なお、筆者の提起の参考とした見解、逆に筆者の提起に対する見解が混在しており、内容は筆者のまとめと重複する。

- ・雪が市内のどこでどれだけ降っているかを捉える必要がある。物差しを差すだけでも観測可能であり、市民の意識の共有ができる。
- ・長期的にみると冬は温暖化している半面、12月～2月の積雪は増加傾向にある。ただ、年々の変動も大きく、長期予報で傾向の把握が必要である。
- ・2005～2024年のデータでは20cm以上の大雪日数も増加が判明し、雪の日数は変わらなくても大雪になる日数が増えている。週間レベルの流れで上空の寒気の様子をみて、つ

ねづね意識を持って気象データを見ていく必要性がある。

- ・冬季温暖化が進むと重い雪が増える。また、降った後に天気がよくなると溶け、また雪が降って、という繰り返りで除排雪が大変になる。除雪と排雪それぞれのタイミングを「今まで通り」ではなくその都度、考えていく必要がある。
- ・去シーズンは明け方に雪が降った。過去 20 年の平均に比べて 3 倍の降雪量があった。その傾向を踏まえた上で、短期降雪量の予測を見ながら、何時頃から雪が増えていくのか、明け方から朝に増えるのか、などフレキシブルに対応していく必要がある。
- ・重い雪が増えていることを考えると、道路除雪に限らず、屋根の雪下ろしが大切。同じ数十 cm の積雪でも、重い雪は早めの雪下ろしが必要。市内の屋根雪の危険度マップなどがあればよい。
- ・他業種・多業種の参入に伴い、除排雪の体制には構造的変化が起きている。多様な業者が参入し、人員も変わっている。さらに、青森市街地は地形が多様である上、生活道路が除排雪の対象で関係者が多い。情報共有と人材育成が大切である。
- ・空き家が建っているスペースを雪捨て場に転用できないか。そのまま更地にすると税金が高くなる。雪捨て場化したら減免する、などの対応が取れないか。
- ・住宅地の雪寄せスペースが足りない。排雪をどうスムーズにするか。「雪捨て場の確保と空き家問題のリンク」などを検討したり、意見を出し合ったりして、課題解決に向かうことが必要。
- ・屋根の雪下ろしに関するボランティア事業が進展している。青森市教育委員会が、不登校対策として力を入れており、社会福祉協議会のボランティアと、地区社教の担当者の情報提供によって結ぶことができた。まだ回数は少ないが伸びている。子どもたちは感謝されて自己肯定感が向上する。地区社協も、中学生と手を結ぶことで効率的な作業ができた。声を上げられない高齢者の存在を把握して、手をつなぐことを考えていく必要がある。
- ・ボランティア事業は市教委とのタイアップで進んでいる。地区社協も屋根の雪下ろしなどを手掛けている。若い人はそれなりにいるが、地区によっては高齢者が大半である。町会連合会としても、市と情報共有しながら意見調整して、業者と調整会議を実施しているが、なかなかうまく進まない。問題は、昨冬のうまくいかなかった要因の分析結果が地区にフィードバックされてこないことだ。
- ・課題が残った対策を今後、どうしていくか。気象情報も含む情報発信が重要である。市の分析結果に関する情報を各地区に伝えていく場が必要である。できること、できないことを見極め、短期・中期・長期的に何をどうするのか。例えば自前で消雪パイプをつくって側溝に流している例もある。その水道水の料金を冬期間は減免する仕組みは考えられないか。
- ・オペレーターに関しては 5 年前から「均質化」「訓練」によって良くなってきているが、まだまだの状態にある。市がかかわって、もっと進めてほしい。

- ・市役所に誰もが認める除排雪のプロが見当たらない。

以上の見解から座長として、次のような「検討会議としての提起」をまとめた。

- ①「現場を知り情報を持っている、あらゆる人」とのコミュニケーション：市民・業者・メディア・議員等々
- ②青森市の地形や特性、雪をめぐる制度を市民に理解してもらう取り組み
- ③県内外の豪雪都市を積極的に参考に（「世界一の豪雪都市」ブランド）
- ④除排雪時のルールへの厳守。法令についても解説、案内
- ⑤頑張った人が報われる仕組み。「見えづらい努力」の評価、報酬
- ⑥例えば「雪捨て場・雪寄せ場と空き家問題のリンク」：協力的な地域とモデル的連携を
- ⑦除排雪事業者の責任と義務、権限（独自・自発的判断）の整理

①は、除排雪業者や市民に加え、メディアの記者や市議会議員など、「幅広い情報に接する可能性がある人々」を含めて、「雪に関する情報の持ち寄りと検討」の仕組みを指す。②は「雪ポータル」などを通しての情報提示をイメージしている。

③について特筆すると、青森市は「人口 10 万人以上のまちとしては世界一の豪雪都市」を自認している³⁾ものの、自慢なのか自虐なのかが判然としない。「世界一」をうたうなら、国内外の多雪都市を参考にしつつ、それをブランド化して観光、商品開発などに活用していくべきだ、という視点である。

④は除排雪を妨げる行為へのペナルティ徹底、⑤は除排雪をサポートする行為へのインセンティブ、⑥は市政の多様な課題と除排雪をセットにして取り組む視点、⑦は現状に即した柔軟な作業の進行をイメージしている。

6. まとめと展望

地球温暖化が止まらず気候変動が激化する中、青森市は今後も経験則の通じない降雪に見舞われる可能性が高い。にもかかわらず、雪や除排雪をめぐる環境は今後、悪化の一途をたどる公算が大きい。人口減少と高齢化、単身化によって、業者・市民とも除排雪の担い手の減少が進み、除雪困難住民がさらに増えることは確実である。同時に、空き家や空き店舗の増加に伴い、「路面が除排雪されないエリア」や建物の倒壊も増えていく。さらに、地域コミュニケーションの希薄化によって、除排雪をめぐる近隣との協力が弱体化し、その一方で迷惑を顧みない路上駐車や雪寄せが多発、といった事態が進むと予想される。

加えて、民間の雪研究団体の消滅や行政自身の取り組みの低下、自治体財政の窮迫によって、組織的対応の縮小・消滅も進む可能性がある。

これらの予測に対する不安を危機感に変えるため、「除排雪を都市政策としての観点からどう再定義し、再構築するか」が問われている。

即効性のある特効的な除排雪対策が存在するとは考えにくく、あくまでも「できることから着実に」作業を進めて行かざるを得ない。そのためには、庁内や業者・市民との情報共有の仕組みの根本的な改善をはじめとする、市役所の業務改革そのものが不可欠である。除排雪時の車両放置や敷地内の雪を道路に押し出す行為の根絶など、市民の側の意識変革も非常に重要だが、まず、市役所が意識と仕事の仕組みを変える必要がある。

そのように考えると、改めて責任と実行力が問われるのが市議会である。行政をチェックする役割と機能がありながら、なぜ、意識や仕事の仕組みを変えられてこなかったのか。そもそも、本稿で述べてきたように、これまでの経験則が通用せず、除排雪をめぐる客観的な条件に改善がほとんど期待できない環境が定着しつつある。その結果、雪や除排雪をめぐる一連の事態が、既に市役所のキャパシティを超えている可能性すらある。

そのような構図を念頭に置くと、市議会や個々の市議は「市民の批判や不満を根拠に行政をチェックし、必要に応じて要望を提示する」という意識や取り組みにとどまらず、政策形成や合意形成そのものに貢献する活動が強く求められよう。例えば、積極的に他の豪雪都市の事例を参考にして、市民や業者のコミュニケーションそのものを改善するデザインと実践、雪に関する知識と対策を検討する場の創設などが想定される。

同様のことはマスメディアにも言える。情報収集と論点整理、問題提起を重要なミッションとしつつ、当事者の奮起を促すだけの報道で、社会的責務を全うできるのか。20世紀から変わらないフォーマットと切り口による単発的な批評に終始することなく、行政と業者、市民などの関係性そのものをバージョンアップしていく、シーズンをまたいだ息の長い取材と対話、提起、そしてニュースの蓄積が、これまで以上に大きな役割となろう。

なお、青森市は除排雪検討会議の報告と豪雪白書を元に2025年11月1日、新たな除排雪事業実施計画を公表した¹¹⁾。「積雪深150cm以上」としていた豪雪災害対策本部の設置基準を「市長が必要と判断した場合」に改める、除排雪の作業基準となる指標を降雪量と積雪量に分ける、状況に応じて緊急車両の走行経路確保を先行させる緊急除雪を採り入れる、雪に関する相談窓口業務を民間コールセンターに委託する、といった内容である。

本稿を執筆している2025年11月段階では妥当性の評価が困難だが、最大のポイントは短絡的な「是非・妥当性」を避けて数年程度のスパンで評価を進めていくこと、その前提となる評価手法を着実に構築すること、の2点となろう。

7. 2025-2026年シーズンの推移

本稿は2024-2025年シーズンの状況を記述・検討することを目的としていたため、前章のように、2025年11月までの段階で記述を区切った。しかし、本稿の締切（2026年1月末）まで時間的余裕があったため、資料として、2025-2026年シーズンの推移についても可能な範囲で記述しておく。

筆者は2025年11月25日、自らが主宰する勉強会「青森KEN民塾」（青森市）で本報告の概要を説明した。席上、約10人の参加者は、市にとっての最重要課題として「情報とコミ

コミュニケーション」を挙げた。

また、防災科学技術研究所と弘前大学とが同年12月1日に弘前市で開いた講演会「青森県の大雪災害の実態と今後の冬にむけて」においても、「情報とコミュニケーション」の重要性が複数の出席者から強調された。いずれも、本報告と結論が重なっている。

2025年～2026年のシーズンは、12月上旬に最大11cmの最深積雪深を観測したものの、少雪の12月を過ごし、市民も除排雪関係者も安堵していた。しかし、下旬から年明けにかけてまとまった雪が降り、特に12月26日から27日にかけては最深積雪深が31cm増えて46cmに達した。

その後も断続的に寒波が入り、1月30日には167cmと、1月としては1945年1月30日の193cmに次ぐ過去2番目の最深積雪深を記録した。81年ぶりの降雪水準ということになる。さらに、2月1日には183cmと、2月としては過去4番目の積雪を記録した。青森市は1月29日、2シーズン連続となる豪雪災害対策本部を立ち上げた。

8. おわりに

本研究報告のような試みはあまり前例もなく、先行研究となり得る文献も乏しいため、主に記録と論点整理を目的とせざるを得なかった。また、構成についても万全とは言い難く、筆者としても本意ではない。除排雪検討会議の内容と展開を含めて、未熟さについて二重にお詫びしたい。それでも、「次の冬」が訪れる直前の2025年11月までを一つの区切りとして、今後の検討を進めるたたき台を設定するつもりで、文字してみた。

ひと通り書き終えて、あらためて感じられるのは「青森市全体が、ある種の正常性バイアスに陥っていないか」という懸念である。不定期に襲ってくる豪雪に苦しみ、苦痛と不安を抱いて、特に市民が行政に不満をぶつけつつ、どこか「なし得るはずの努力」も放棄して、現状に甘んじてはいないか。

そのような思いから、青森市長に提出した除排雪検討会議としての報告の中で、「雪に殺されないためのムーブメント」「その端緒としての除排雪検討」という、刺激的な言葉を敢えて用いた。

このような負の連鎖に最も敏感なのは若者であろう。裏返せば、除排雪に向き合う姿勢そのものが、最大の人口流出対策となり得るかもしれない。

筆者は2025年9月21日の日本地理学会秋季学術大会（弘前大）で本稿のベースとなる報告を行った際、「見方によっては以下のような社会実験が進んでいる」と提起した。

- ・雪に適切な対策を講じられないまちがどう衰退していくか？
- ・行政と業者、市民のコラボが進まないと、どんなダメージが及ぶか？
- ・雪に（も）適切な危機感を抱けないまち・人がどう若者に見捨てられる

筆者のゼミ生にも、青森市の雪対策について検討している若者がいる。彼らに顔向けでき

る作業をどう進め、不透明な未来を切り開いていくか。本稿で報告した筆者の取り組みや提起が、どこまで妥当で、どこまで不適切だったのか、2025年シーズンの総括と検証を切に願いつつ、今後もさまざまな提起を続けていきたい。

謝辞

青森市除排雪検討会議の事務作業に携わった青森市都市整備部道路維持課の皆さまの労をねぎらいつつ、一連の経緯を学会やテキストで公表することを了承していただいた配慮に感謝申し上げます。

注

- 1) 青森県庁HP・令和7年青森県豪雪対策本部会議資料（2025年3月28日）
<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/files/250328honbukaigisiryoku.pdf>
=2025年11月3日最終閲覧
- 2) 青森市豪雪災害白書。なお、除排雪検討会議に提出された資料の一部は、豪雪白書に転用されている。
https://www.city.aomori.aomori.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/626/zentai.pdf =2025年11月3日最終閲覧
- 3) 青森市除排雪検討会議資料。
https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/kitaguni/1009128.html
=2025年11月8日最終閲覧
- 4) 青森県庁HP「令和6年12月からの豪雪による農業被害を確定しましたのでお知らせします」
<https://www.pref.aomori.lg.jp/release/2025/78194.html> =2025年11月3日最終閲覧
- 5) 青森県の地方紙・東奥日報のデータベース（収録期間は2005年以降）によると、2013年度・2014年度にも青森市が「雪対策懇話会」という組織を設けている。ただ、構成や活動の詳細については資料を入手できていない。
- 6) 「5月から8月までの3カ月半で3回」という会合の設定をめぐっても、庁内外から実効性に疑問の声も上がった。ただ、これらの状況は担当課に責を帰すべき性格の問題ではない。
- 7) 本来であれば、報告書などの形でまとまったテキスト等を提出することが考えられたが、3カ月半で3回という会合の頻度と形態を考えると、作成は困難だった。
- 8) 青森市町会連合会「町連だより」第221号「特集 青森市の雪を探る」（筆者執筆）
<https://aomori-choukairen.jp/application/files/6816/4137/1692/chourendayori221.pdf> =2025年11月6日最終閲覧
- 9) 東奥日報 2025年05月24日記事「青函圏 若者定着へ 青森でみらい会議 青大生ら意見交換」
- 10) 例えば、青森市では1984年に前身が発足した民間の雪研究団体「あおもり雪国懇話会」が活動していた。しかし、2023年に解散した。関係者によると、会長の逝去、会メンバー

全体の高齢化、人員不足、行っている事業の陳腐化、さらには市の担当課への不信感が解散の理由という。

11) 青森市令和7年度除排雪事業実施計画

<https://www.city.aomori.aomori.jp/shisei/machizukuri/1005734/1005778/1005814.html> =2025年11月8日最終閲覧

12) 気象庁ホームページ「青森・観測史上1～10位の値(1月としての値)」

https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/rank_s.php?prec_no=31&block_no=47575&year=&month=1&day=&view=h0 =2026年2月2日最終閲覧

参考文献

櫛引素夫(2016)「コンパクトシティ政策と郊外の空き家問題－青森市の事例からの論点整理－」、青森大学付属総合研究所紀要、17(2)、pp.26-42

櫛引素夫(2025a)「青森市における雪対策の現状と課題をめぐる論点整理」、季刊地理学・2025年度春季学術大会発表要旨、77(3)、pp.125-126

櫛引素夫(2025b)「青森市の除排雪にみる地域課題の構造と展望」、日本地理学会秋季学術大会発表要旨集、108、pp.93

ディスカッションペーパー No. 2

アメリカ非監査業務の制度的展開と日本への示唆
—公認会計士責任の比較制度分析—

高松 達也

アメリカ非監査業務の制度的展開と日本への示唆

—公認会計士責任の比較制度分析—

高松 達也*

要旨

本研究は、アメリカにおける非監査業務に関わる公認会計士の法的責任が、判例法と専門家基準の相互作用の中でどのように形成・変容し、最終的に安定化したのかを歴史的に検討するものである。1931年の Ultramares 事件が確立した厳格な第三者責任の限定は、1136 Tenants Corp. 事件などの後続判例において拡張され、専門家の実務範囲と利用者の期待の乖離、いわゆる「期待ギャップ」を生じさせた。AICPA は SAP 第 38 号を通じて責任の限定を試みたが、非監査業務の多様性ゆえに十分な効果を上げることはできなかった。

この状況を制度的に収束させたのが 1979 年の SSARS 第 1 号である。レビュー業務とコンピレーション業務を明確に区分し、それぞれの保証レベル・手続・責任範囲を制度的に定義した点は画期的であった。その後の William Iselin 事件は、司法がレビュー業務の性質を正しく理解し、監査と同等の注意義務を課すべきではないと判断した点で、SSARS の制度的効果を裏付けるものである。

さらに、2014 年の SSARS 第 21 号において導入された「準備業務 (Preparation)」は、報告書を発行しない財務諸表作成支援業務を制度化し、第三者の誤認を構造的に防止する仕組みとして注目される。

アメリカの経験は、日本における非監査業務の制度設計に対しても重要な示唆を与える。特に、保証の有無を明確に区分する基準整備、報告書様式の標準化、作成支援業務の制度的位置づけの明確化は、期待ギャップの管理と専門家責任の適正化に寄与する可能性が高い。

キーワード

非監査業務、公認会計士の責任、第三者責任、期待ギャップ、SSARS

Institutional Developments in U.S. Non-Audit Services and Their Implications for Japan

-A Comparative Analysis of CPA Liability-

Tatsuya TAKAMATSU

Abstract:

This study investigates the historical development of Certified Public Accountants' (CPAs') legal liability for non-audit services in the United States, emphasizing how judicial precedents and professional standards interacted to redefine and eventually stabilize the boundaries of professional responsibility. The Ultramares decision initially restricted third-party liability based on privity, but later cases—most notably 1136 Tenants Corp. and United States v. Arthur Young & Co.—expanded CPAs' obligations and contributed to a widening expectation gap between users' assumptions and the limited nature of non-audit engagements. Although the AICPA attempted to constrain liability through Statement on Auditing Procedure No. 38, its abstract guidance proved inadequate in addressing the growing diversity of non-audit practices.

A major institutional turning point occurred with the issuance of SSARS No. 1 in 1979, which clearly differentiated review engagements, providing limited assurance, from compilation engagements, which provide no assurance. This structural clarification helped realign user expectations with the actual scope of CPA involvement. The subsequent William Iselin ruling reinforced this framework by affirming that review engagements do not impose the same duty of care as audits. SSARS No. 21 (2014) further introduced "Preparation" engagements, reducing the risk of third-party misinterpretation by eliminating the issuance of a CPA report.

These U.S. developments offer important implications for Japan, where institutional frameworks for non-audit services remain insufficiently defined despite their widespread use.

Keywords:

Non-Audit Services, CPA Liability, Third-Party Liability, Expectation Gap, SSARS

はじめに

公認会計士が財務情報の信頼性を担保する役割は、資本市場の健全な機能にとって不可欠である。とりわけアメリカでは、監査以外の非監査業務における公認会計士の責任範囲が、判例法と専門家基準の相互作用の中で大きく変動してきた。こうした制度的変遷は、専門家責任の境界が固定的なものではなく、社会的期待・司法判断・専門家団体の基準設定が相互に影響し合う動的なプロセスで形成されることを示している。

本研究が焦点を当てるのは、未監査財務諸表に関わる非監査業務において、公認会計士が第三者に対して負う法的責任がどのように形成され、どのように再構築されてきたのかという問題である。1931年の *Ultramares* 事件が確立した厳格な第三者責任の限定は、後続の *1136 Tenants Corp.* 事件などにおいて拡張され、専門家の実務範囲と利用者の期待の乖離、いわゆる「期待ギャップ」を生じさせた。こうした司法判断の拡大傾向に対し、AICPA は SAP 第 38 号を通じて責任の限定を試みたが、非監査業務の多様性ゆえに十分な効果を上げることはできなかった。

この混乱を制度的に収束させたのが 1979 年の SSARS 第 1 号である。SSARS は、非監査業務を限定的な保証を伴うレビュー業務と、保証を伴わないコンピレーション業務に明確に区分し、それぞれの業務目的・手続・責任範囲を制度的に定義した。さらに 2014 年の SSARS 第 21 号では、報告書を発行しない「準備業務 (Preparation)」が新設され、第三者の誤認を構造的に防止する仕組みが整備された。これらの制度的変化は、非監査業務における期待ギャップを管理し、専門家責任を適正化するための歴史的プロセスとして理解できる。

一方、日本においては、監査業務に対する期待ギャップがカネボウ事件、オリンパス事件、東芝事件などを契機として顕在化してきたが、非監査業務に関する制度的枠組みは依然として曖昧なままである。記帳代行や財務諸表作成支援といった実務が広く行われているにもかかわらず、保証の有無や責任範囲を明確に区分する基準は整備されていない。この点において、日本はアメリカが経験した制度的課題に直面しているといえる。

本研究の目的は、アメリカにおける非監査業務の責任範囲がどのように形成・変容し、最終的にどのように安定化したのかを歴史的に明らかにするとともに、その制度的経験が日本の制度設計に対してどのような示唆を与えるかを検討することである。非監査業務の多様化が進む現代において、アメリカの経験を制度比較の観点から再検討することは、専門家責任のあり方を考えるうえで重要な意義を持つ。

表1「アメリカにおける公認会計士の業務責任の変遷」

	Ultramares 事件 (1931)	1136 Tenants Corp. v. Max Rothenberg 事件 (1972)	United States v. Arthur Young & Co. 事件 (1984)	William Iselin & Co. v. Landau 事件 (1988)
責任の 基準		SAP No. 38(1967)		SSARS No. 1(1978)
概要	監査契約の当事者でなく、情報の利用者である第三者が利用して債務超過を看過したとして損害賠償を請求	横領事案が未監査財務諸表に欠落していることにより損害賠償を請求	課税庁が監査調書の開示を要求	レビュー報告書の情報によって損害を受けたとして損害賠償請求
判示	監査人は十分な手続を実施しなかったため、第2審で損害賠償責任を認めたが、最高裁では契約外の第三者に対しては責任はないと判示	未監査財務諸表であるが、公認会計士が関与していたのであれば、当然最も単純な監査手続を実施していれば、不正は発見できたと最高裁は判示	公認会計士の監査調書に作業成果物に対するの免責を認めず、契約関係以上の第三者以上に拡大した「公的責任」を負うと最高裁は判示	レビューは、通常の監査より低い水準のものであり、破産の可能性を第三者に警告しなかったことが判明しても過失責任は生じないと判示
責任範囲	第三者への責任はない(第三者に対する責任の代表的判例) 限定的	第三者への責任あり 監査への期待ギャップ拡大 拡大・混乱	第三者以上に拡大した責任 公的責任 極大化	業務の水準によって責任範囲は変化 制度的安定

筆者作成

1. Ultramares 事件と第三者への責任

第三者への責任に関する代表的な判例として、公認会計士による監査証明に対する第三者責任が問われた Ultramares 事件が挙げられる。被告である Y 会計事務所(以下 Y)は、ゴムの輸入卸売業者である F 社(以下 F)から同社の 1923 年 12 月 31 日に終了する会計年度の貸借対照表について監査を依頼された。Y と F は 1924 年 1 月に契約を締結し、2 月 26

日に監査を終了した。監査終了後 Y は監査証明書を F に提出した。Y は F が資金調達のため借入を計画し、監査済の貸借対照表がそのために利用されることを知っていた。当時は資金調達のために監査済の貸借対照表を提出することが慣行であった¹⁾。

F は原告である X 社（以下 X）から資金調達のために 1924 年 3 月に監査済みの自社の貸借対照表を X に提出した。X は提出された貸借対照表を信頼して、F に対して、1 回目 100 千ドル、2 回目 40 千ドル、3 回目 25 千ドルと 1924 年において合計 165 千ドルの貸付を行った。ところが翌 1925 年 1 月に F は破産宣告を受けることになった。

これによって X は貸付金が回収不能となり損失を被った。1926 年 11 月に X は Y に対して損害賠償を提訴した²⁾。

F の貸借対照表は 1923 年 12 月 31 日現在であり、Y の監査報告書は 1924 年 2 月 26 日の日付となっている。破産の起因が突発事項ではなく、すでに貸借対照表日には債務超過であったことにある。しかしながら、X は F の貸借対照表に対して「真実かつ正確な概観」(true and correct view) であるとしたのである。

Y は F との間の監査契約であって、X に対しては何も契約がなく、義務も発生しないので賠償の必要はないと主張した。

裁判の過程において、F の貸借対照表は資産約 2,551 千ドル、負債約 1,480 千ドル、純資産約 1,071 千ドルとなっていた。実際は資産については売掛金の架空計上によって過大になっており、負債については仕入に関する買掛金を中心とする負債の過少計上によって実際には 200 千ドル程度の債務超過の状態であった。Y の業務対応は売掛金の検証については補助事務員が残高確認の検証を行っていた。転記突合確認の結果、売掛金の残高は約 645 千ドルであったが、確認当日に F の担当者が 12 月の追加取引として、約 707 千ドルを追加記入し、仕訳帳との照合番号を記入した。この追加分は全額架空取引であった。後日補助事務員が検証した約 645 千ドルと追加記入を加えた売掛金期末残高約 1,352 千ドルを照合して不一致を発見したが、彼の業務は売掛金勘定と仕訳帳の転記突合を行うに過ぎなかった。追加的検証は行わなかった。売掛金勘定以外の資産においても棚卸資産のうち、約 347 千ドルが架空であり、Y はその内、約 304 千ドルの誤謬を検出したが、原因を追及しなかった。負債についても約 113 千ドルの不明な金額があっても F に説明を求めなかったのである。また Y の監査について、監査計画の策定、試査範囲の決定、手続の実施、F への過度の信頼、補助員の監督等に問題があった。監査計画の策定は項目ごとの検証だけであり、他の関連項目との結びつきや重要性などを考慮していない。試査範囲も売掛金の証憑統合においても架空計上分とされるものが含まれていなかった。監査手続も各勘定残高の数字の照合を重視し、仕訳帳や証憑との照合・突合を疎かにしていたのである。売掛金においては、架空計上分の証憑に不備があり、本来であれば仕訳の基礎となる出荷記録や仕訳帳について検証していれば、架空計上は発見できたとされ、十分に手続が実施されていれば、発見できた事例とされた。F からの口頭説明を鵜呑みにして検証しなかった。さらに補助員の指導監督も十分でなく、補助員の作成した監査調書の確認も徹底されていなかったことも明ら

かになった。以上の事実が法廷で明らかになった。

第 1 審では、Y の過失による賠償について陪審は損害の一部を賠償するように答申したが、判事は陪審を尊重せず、原告である X の訴えを棄却した。第 2 審においては、一転して Y への損害賠償を認めた。第 3 審においてニューヨーク最高裁判所の Cardozo 判事は、次のように判示した。「企業の通常の営業循環において規則的に記帳されている勘定科目については試査による検証で十分である。本件のように売掛金勘定への記入が送り状の控から直接記帳された帳簿を基礎としていない場合には、売掛金の実在性を確かめるためには、送り状の控の徹底的な証憑突合が必要である」とし、「問題となっている売掛金は決算月の追加計上であるため、検証に際して試査を行うにあたり、特別な配慮があつてしかるべきである。」としている。実際に業務を実施したのが、補助員であれ、監査を受任した公認会計士に責任が生じる可能性を示唆した。これらを踏まえて、「貸借対照表が会計帳簿と一致している旨の証明を行った際、被告 Y はまったく裏付けをとっていないのに、知りうる限りでは真実である旨を証明したと結論する。したがって、Y が誠実で確固たる信念を持った情報なくして貸借対照表が会社の状況を適切に表示していると証明したことは明らかである」として監査の不備を指摘した。訴因については「監査済みの貸借対照表に対する真の信頼に至らない。不注意に基づく構造的詐欺(constructive fraud)を除いて、第三者に対する責任を生じさせる法律的根拠は存在しない」として、「契約のない者は制限されてしかるべきである。過失は職業上の義務の懈怠によって発生するものであり、契約関係がなければ、義務も生じない。したがって第 1 審判決の通り、棄却する」とした。この判決は公認会計士が監査契約に基づいての依頼人以外の予見しうる第三者については不正や構造的詐欺が成立する場合のみに責任を負い、経済的損失をもたらすような単なる過失による誤った記載の責任は監査報告書が宛先の者に限定されるべきであり、付随する相手まで拡張されるべきではないと論じている。

したがってこの判決から公認会計士は契約関係にある依頼人または契約の成果物である監査済みの貸借対照表を信頼することができると知っていた者のみに不実の責任を負わないとしたのである。

この判決は第三者に対する責任についての代表的な判決として評価され、その後判例として引用されてきた。

2. 「監査手続書第 38 号」と責任の拡大

AICPA によって 1967 年に「監査手続書第 38 号」(Statement on Auditing Procedures No. 38 以下 SAP 第 38 号) が公表された。SAP 第 38 号において未監査財務諸表に公認会計士が関与する場合における行為基準が示され、未監査財務諸表は意見を表明するに足りず、公認会計士が監査手続を全く実施していない財務諸表であるとされ、未監査の財務諸表に対していかなる監査手続も適用する責任はないとしていた。これは Ultramares 事件における Cardozo 判事による判決を受けて第三者への責任を回避できるという観点に立っていた。

2.1 1136 Tenants Corp. 事件

1969年に発生した1136 Tenants Corp. (以下T) 対Max Rothenberg (以下R) 事件によって第三者への責任について一変した。これは、建物管理会社であるTが会計事務所であるRに年間600ドルにて財務諸表のコンピレーションを契約した。ところがTの業務委託先はTの請求書を操作することによって約240千ドルを横領していたことが発覚したが、Rは請求書が記録から欠落していることを認識したのにも関わらず、それが存在しないものとして財務諸表の作成を行っていたのである。TはRに対して横領に対しての損害賠償請求を提訴した。RはTとの間の契約は財務諸表のコンピレーションにすぎず、監査手続を含んでいないと主張したが、第1審、第2審ともにTの訴えを認め、第3審³⁾のニューヨーク州最高裁判所は最も単純な監査手続(simplest audit procedures)を行っていれば不正は発覚でき、記録から欠落した書類を認識し、それについてRはTに通告する義務があるとし、これらについて重要性がないと判断し、そのまま財務諸表を作成したことは是認できないとして下級審の通り公認会計士に責任があるという判断を下した。当時の裁判所のみならず多くの人々が「財務諸表は未監査である」という記載があっても非監査業務に対しても会計士は多少なりとも監査手続を適用する必要があると信じるというギャップが存在していたのである⁴⁾。

2.2 Arthur Young 事件

次の事例はSSARS公表後の判決ではあるが、責任拡大の傾向を象徴するものとして、より広い範囲に責任を認めたものである。証券法及び証券取引法によって上場企業は証券取引委員会にForm 10-Kという財務報告書を提出することが義務付けられている。この中に未払税報告書が含まれている。この報告書において今後追加で納税義務が発生する可能性のある資金が含まれている。この資金についての監査手続に関して監査人は帳簿、記録、納税申告書の調査をはじめ、追加納税義務の発生の可能性があるかどうかについての判断に際して、潜在的な税務問題について経営陣と話し合う必要があった。それ故、未払税に関する監査調書は被監査会社の機密財務情報に溢れていた。

1975年にInternal Revenue Service、(内国歳入庁、以下IRS)はA社(以下A)に対して、定期の税務調査を開始した。IRSは調査において「特別支出口座」から7,830ドルの不審な支払いがあったことが明らかになり、刑事告発を行った。それに伴ってIRSはAの監査人であったArthur Young会計事務所(以下AY)に対して行政召喚状を発行した。召喚状はAYに未払税に関する監査調書をはじめとしてすべてのAの資料をIRSが利用できるように求めるものであった。これは1954年内国歳入法(Internal Revenue Code 1954)第7602条に基づいて財務長官に「関連または重要である可能性のあるあらゆる帳簿、書類、記録、またはその他のデータを調査」する権限を与えていることによっている。

この召喚に対してAはAYに対して調書の秘密保護の観点から召喚に応じないように指示をした。IRSは上記の召喚に対してAYに対して執行訴訟を起こした。第1審はAYの監査調

書が第 7602 条の意とする範囲内の IRS の調査に関連していると認定し、調書の秘密保護に当たるとする公認会計士と顧客の特権を認めなかった。したがって AY に召喚の強制を命じた。この判決を不服とした AY は控訴した。第 2 審⁵⁾では、税務上の調書が IRS による A の調査に関連しているという第 1 審の判断に同意したが、証券市場の健全性を確保するために公認会計士への開示を促進することが公益にあたるとして未払税に関する調書を求める限り召喚を拒否する判決を下した。これは証券法を遵守する過程で監査人が作成した調書が民事訴訟規則 (Federal rules of civil procedure) 26 (b) (3) 「開示からの保護。裁判所は、これらの資料の開示を命じた場合、訴訟に関する当事者の弁護士またはその他の代表者の精神的な印象、結論、意見、または法理論の開示から保護する必要である」に基づいて成果物原則とされるとした。したがって IRS は免責事項を解除するだけの証拠を提示してなく、また Ultramares 事件の判例となった第三者責任を問える条件である A の詐欺を証明しようとしなかったことからである。

第 3 審⁶⁾において IRS は、法人納税者が申告書を完成させる際に、許可されている範囲を超えて特定の税の概念を行使しているかどうかを判断する責任がある。したがって、この場合問題となっている税金の発生調書など、申告書のあらゆる側面を明らかにする記録は、正当な IRS の調査に非常に関連しているという第 2 審までの判断を踏襲した。第 2 審で監査調書に対して成果物原則を適用したが、「当法廷は一貫して、税法執行のために議会が課した責任を効果的に履行するために召喚権限の主張が必要である場合には、法定の明示的な禁止や実質的な相殺政策がない限り、その権限は維持されるべきであるという議会の意図を解釈してきた。」として、第 2 審が未払税調書の開示による「萎縮効果」を懸念して、独立監査人とその顧客との間のコミュニケーションを促進しようとした限りにおいて、その救済策は、公認会計士と顧客の特権というよりは、証言による公認会計士と顧客の特権によく似ている。公認会計士の監査調書 (税務関連資料) に対する開示拒絶特権 (秘匿特権) は認められない。連邦法の下では公認会計士と顧客の秘密の特権は存在せず、連邦訴訟では州が創設した特権は認められていないとした。また会社の状態を表現している財務報告書の監査証明を行うことによって、公認会計士は契約者との契約関係を越えた公的責任 (public responsibility) を負うことになると判示した。これは監査業務に関連する判例ではあるが、当時の司法が会計士に『公的責任』という重い役割を課そうとしていた象徴的な事例である。

3. 「会計及びレビュー業務基準書」による責任の明確化

前述した 2 つの判例のように、従来の Cardozo 判決を踏まえた SAP 第 38 号では対応が困難になってきたために 1979 年に AICPA は「会計及びレビュー業務基準書」(Statement on Standard for Accounting and Review Services、以下 SSARS) 第 1 号を公表した。これは監査証明以外である未監査財務諸表を対象とする業務基準を決めたものであり、未監査財務諸表の会計業務内容を明らかにして理解を統一する目的であった。この中で未監査財務諸表を対象とした業務について限定的な証明を行うレビュー業務と証明機能を有さないコ

コンピレーション業務に分けた。レビュー業務は財務諸表が会計基準に適合させるために大きな修正を必要ない項目がないことを限定的に保証について付与するものである。このために公認会計士は該当企業、その属する産業の会計基準の知識、営業内容を理解してなければならない。また手続も関係者への質問、分析的手続からなり、実際の監査手続に比べて資産や取引の実在性といったものになっている。しかし公認会計士は付与された情報が不十分、不正確である、あるいはその他満足がいけないと判断した場合、限定的な保証についての基礎を得るために追加的な手続を加えなければならない。

財務諸表にレビュー業務によって報告される報告書は、AICPAによって決められた基準によってレビューを実施した旨、質問、分析的手続といった正規の監査より限定された手続であるために財務諸表に対する意見表明はしない旨、そして財務諸表が会計基準に反する事項が発見された場合、訂正を求め、受け入れられない時は、それをレビュー報告書において明記しなければならないとされた。

またコンピレーション業務は、企業の経営者から付与された情報に対して、いかなる保証も付与しない財務諸表で表すものである。この業務においても「レビュー業務」と同様に該当企業、その属する産業の会計基準の知識について理解をしなければならない。業務を実施するために取引記録から開始される会計システムについての環境調査が不可欠とされ、情報の検証はまたこれもレビュー業務に準じて情報が不十分、不正確である、あるいはその他満足がいけないと判断した場合には、情報の付加、訂正を求めて、受け入れられない場合には業務を打ち切らなければならないとなっている。さらに財務諸表が様式、会計基準の適用に明らかな誤りがないことを確認する。コンピレーション報告書は、コンピレーションが実施されたこと、コンピレーションは経営者から付与された情報を財務諸表という形で表示しただけのものであること、その財務諸表は監査もしくはレビューを公認会計士が実施してなく、いかなる意見も保証も公認会計士が表明しない旨が記載される。また会計基準に反している事実が明らかになった場合、企業に適切な修正を求め、受け入れられない場合には逸脱の指摘を報告書に記載しなければならないとされた。

SSARSの公表後、裁判においてもごくわずかな例外を除いて、公表前のような「財務諸表は未監査である」という記載があっても非監査業務に対しても公認会計士は多少なりとも監査手続を適用する必要があると信じるというギャップはなくなってきた。一例として1988年にニューヨーク州控訴裁判所が判決したWilliam Iselin & Co. 対 Landau 会計事務所事件⁷⁾は、次のような事案である。William Iselin & Co. (以下X)はファクタリング会社であり、アパレル企業のSと1979年に契約をした。SはLandau会計事務所(以下Y)に財務諸表のレビューを依頼した。そのレビュー報告書をXに提示していた。1983年12月にSは破産法を申請した。そこでXはYに対しての賠償責任請求を行った。裁判所は、監査証明業務と比較してレビュー業務は依頼者への質問等に基づく低い水準の保証業務であることを指摘した。その上で、レビュー済みの財務諸表において破産の可能性を第三者に警告できなかったとしても、それだけでは過失責任は生じないと判示したの

である。このようにして判例において監査へのギャップが解消されてきたのである。

なお、AICPA はその後も環境の変化や利用者のニーズに対応するため、基準の改定を重ねてきた。特に 2014 年に公表された SSARS 第 21 号では、従来の区分を再編し、「準備業務」、「コンピレーション業務」、「レビュー業務」という三層構造を確立した(表 2)。これにより、公認会計士が報告書を発行せずに財務諸表作成を支援する業務(準備業務)が明確化され、第三者に対する責任範囲の限定がより現代的な形で体系化されるに至っている。特に『準備業務』においては、公認会計士による報告書の発行自体が不要とされた点が重要である。これにより、第三者が『会計士の報告書が存在する』という事実のみをもって何らかの保証が提供されていると誤認・推認するリスクが物理的に排除され、責任範囲の限定がより実効的なものとなった。

表 2 SSARS 第 21 号における非監査業務の三層構造

業務区分	保証レベル	報告書	主な手続	主な目的
準備業務	なし	なし	作成支援	誤認防止・作成支援
コンピレーション業務	なし	あり	最低限の整合性確認	情報の整形と開示
レビュー業務	限定的保証	あり	質問・分析的手続	財務諸表の信頼性向上

筆者作成

なお、SSARS 第 21 号によって、準備業務・コンピレーション業務・レビュー業務という三層構造が確立され、非監査業務における保証レベルと責任範囲が制度的に明確化された点は特筆に値する。

これに対して日本では、現在のところ、アメリカのような「限定的保証(レビュー)」と「非保証業務(準備・コンピレーション)」を制度的に区分する枠組みが存在しない。記帳代行や財務諸表作成支援といった実務は広く行われているものの、保証の有無や責任範囲を明示的に区分する基準体系が整備されておらず、利用者が実際には付与されていない保証を期待してしまう構造が温存されている。

この点を整理するため、アメリカと日本の制度的区分を比較し表 3 に示した。

表 3 アメリカと日本における非監査業務の制度的区分の比較

区分	アメリカ(SSARS)	日本(現行制度)
準備業務 (Preparation)	SSARS 第 21 号(2014 年)で制度化。報告書を発行せず、保証を一切付与しな	制度としての区分なし。 記帳代行・財務諸表作成支援は実務慣行として存

	い。第三者の誤認を構造的に防止する仕組みを備える。	在するが、保証の不存在を制度的に明示する枠組みはない。
コンピレーション (Compilation)	保証なし。報告書に「保証を提供しない」旨を明示。責任範囲が制度的に限定されている。	「非保証業務」としての明確な基準なし。公認会計士が関与した財務情報であることのみを根拠に、利用者が保証を期待する余地が残る。
レビュー (Review)	限定的保証。質問・分析的手続きを中心とする。監査より低い保証水準であることが制度的に明確化されている。	レビューに相当する制度なし。監査と非監査の中間領域が制度的に空白であり、保証水準の差異が利用者に伝達されにくい。
監査 (Audit)	高水準の保証。監査基準に基づく体系的な手続を実施。	同様に監査基準が存在し、保証水準は明確。

筆者作成

4. 日本における監査期待ギャップの顕在化と課題

アメリカにおいて非監査業務を巡る責任論が展開された一方で、日本においては、主として「監査業務」そのものに対する期待ギャップが深刻な社会問題として顕在化してきた歴史がある。本稿の主題は非監査業務にあるが、専門家の責任範囲と社会の期待との乖離（ギャップ）がいかなる制度的帰結をもたらすかを理解する上で、日本における一連の監査不祥事と制度対応を参照することは極めて重要である。

4.1 カネボウ事件からオリンパス・東芝事件へ

日本において監査人の責任が厳しく問われ、期待ギャップが決定的に広がった契機として、2005年のカネボウ事件が挙げられる。同事件では、粉飾に関与した公認会計士が逮捕・起訴され、執行猶予付きながら有罪判決が確定した。これにより、「監査人は不正を発見し、阻止する義務がある」という社会的な期待は急速に高まった。

さらに、2011年のオリンパス事件、2015年の東芝事件といった巨額の会計不祥事が相次いで発覚したことで、このギャップは決定的となった。特に東芝事件においては、長期間にわたり組織的な利益操作が行われていたにもかかわらず、監査人が適正意見を表明し続けていたことに対し、投資家のみならず一般社会からも強い批判が浴びせられた。社会は監査人に対し「不正摘発の番人」としての役割を期待する一方、監査基準に基づく試査を中心と

した伝統的な監査アプローチには限界があり、この「実績ギャップ (Performance Gap)」と「不当な期待ギャップ (Unreasonable Expectation Gap)」の混在が、監査制度への信頼を大きく揺るがすこととなった。

4.2 「不正リスク対応基準」の導入と制度的対応

こうした期待ギャップに対処するため、金融庁の企業会計審議会は2013年に「監査における不正リスク対応基準」を公表・適用した。これは、オリンパス事件を受けた制度的対応であり、監査人に対し、不正による重要な虚偽表示のリスクを常に念頭に置き、職業的懐疑心を保持・発揮することをより厳格に求めたものである。アメリカが非監査業務における混乱をSSARSという「業務区分の明確化」によって収束させたのと同様に、日本は監査業務における混乱を「不正対応の基準化」によって沈静化させようと試みたと言える。

4.3 非監査業務への示唆

これら日本の経験は、本稿が論じる非監査業務の領域に対しても重要な教訓を含んでいる。日本における監査期待ギャップの拡大は、「専門家が何をしてくれて、何をしてくれないのか」という責任分界点が曖昧なままであれば、ひとたび問題が発生した際に専門家責任が無制限に拡大解釈されかねないことを示している。現在、日本の中小規模企業の現場では、記帳代行や税務申告に関連して事実上の財務諸表作成支援業務が広く行われているが、その保証水準や責任範囲が対外的に明確に認知されているとは言い難い。かつての監査業務がそうであったように、非監査業務においても曖昧さが放置されれば、将来的に「作成支援をしたのだから、内容の正確性も保証しているはずだ」という期待ギャップが法的紛争として顕在化するリスクは否定できない。したがって、アメリカがSSARSや準備業務(Preparation)の導入によって達成した「報告書の有無や形式による責任の遮断」という制度的知恵は、日本の非監査業務が将来の期待ギャップを未然に防ぐための予防策として、極めて有効な参照モデルとなり得るのである。

まとめ

1. 非監査業務における責任構造の歴史的教訓

本稿の歴史的分析が示す最も重要な知見は、非監査業務における専門家責任の範囲は、静的な法解釈ではなく、司法判断と専門家基準の動的な相互作用によって決定されるという点である。

1931年のUltramares事件による第三者責任の限定から始まった実務は、経済社会の複雑化に伴い1136 Tenants Corp.事件のような司法による責任拡大(期待ギャップの発生)を招いた。この混乱を収束させたのは、抽象的な責任論ではなく、1979年のSSARS第1号による「業務区分の制度化」という構造的な解決策であった。すなわち、業務の保証水準(レビュー、コンピレーション)を明確に定義し、さらに2014年のSSARS第21号におい

て「準備業務」として報告書発行すら行わない業務類型を確立したことが、第三者の誤認を構造的に排除し、法的安定性をもたらしたのである。

2. 日本の現状と「監査期待ギャップ」の重み

日本に目を転じれば、カネボウ事件やオリンパス・東芝事件といった一連の会計不祥事は、監査業務における期待ギャップがいかにも市場の信頼を毀損し、莫大な社会的コストを生じさせるかを痛烈に示した。これらの事件は、専門家の役割に対する社会の期待と、制度的枠組みとの間に乖離が生じた場合、その代償は極めて大きいという教訓を残している。現在、日本において非監査業務の領域は拡大しつつあるが、その制度的位置づけは依然として曖昧さが残る。監査業務で経験した「期待ギャップの顕在化と事後的な規制強化」という轍を、非監査業務の領域で踏むべきではない。

3. 今後の研究課題

本研究は、アメリカにおける非監査業務の制度的展開を歴史的に検討し、日本の制度設計に対する示唆を提示した。しかし、依然として検討すべき課題が残されている。とりわけ重要なのは、日本における非監査業務の実態把握と制度的区分の可能性を、より実証的に検討することである。日本では、記帳代行や財務諸表作成支援といった非監査業務が広く行われているにもかかわらず、アメリカの SSARS が確立したような「限定的保証」と「非保証業務」の制度的区分が存在しない。この制度的空白が、どの程度利用者の期待形成に影響し、専門家責任の境界を曖昧にしているのかについては、今後、実務家・利用者双方への調査や事例分析を通じて明らかにする必要がある。

さらに、制度導入の可否や具体的な設計に関しても、日本の法制度・市場慣行・中小企業の実務環境を踏まえた検討が求められる。アメリカの制度を単純に移植するのではなく、日本の制度的文脈に適合した保証レベルの階層化や報告書様式の標準化が可能かどうかを検証することが、今後の重要な研究課題となる。

注

- 1) アメリカにおいて監査が行われる歴史的背景は 1907 年にアメリカ銀行協会信用情報委員会が仲買人から手形を購入する際に公認会計士の監査証明を受けた貸借対照表及び購入時における手形仲介人の証明書を提出させることを主張し、その手形を優遇することを勧告し、翌 1908 年に同協会総会で、この委員会報告を承認し、実行するようになったことで貸借対照表監査が始まったことのように金融機関からの資金調達のために公認会計士監査が始まったのである。大矢知(1971) p46。
- 2) *Ultramares Corp. v. Touche*, 255 N.Y. 170, 174 N.E. 441 (1931).
- 3) *1136 Tenants' Corp. v. Max Rothenberg & Co.*, 36 A.D.2d 804 (1971), *aff'd*, 30 N.Y.2d 585 (1972).

- 4) D. Carmichael & J. Willingham (1985) *Perspective in Auditing*, McGraw-Hill, 1985. P430.
- 5) *United States v. Arthur Young & Co.*, 677 F. 2d 211 - Court of Appeals, 2nd Circuit (1982)
- 6) *United States v. Arthur Young & Co.*, 465 U.S. 805 (1984)
- 7) *William Iselin & Co. v. Landau* 71 N.Y. 2d 420 N.Y. (1988).

判例一覧

- Ultramares Corp. v. Touche*, 255 N.Y. 170, 174 N.E. 441 (1931).
1136 Tenants' Corp. v. Max Rothenberg & Co., 36 A.D.2d 804 (1971), *aff'd*, 30 N.Y.2d 585 (1972).
United States v. Arthur Young & Co., 677 F. 2d 211 - Court of Appeals, 2nd Circuit (1982)
United States v. Arthur Young & Co., 465 U.S. 805 (1984).
William Iselin & Co. v. Landau, 71 N.Y.2d 420 (1988).

参考文献

- American Institute of Certified Public Accountants. (1967) *Unaudited financial statements* (Statement on Auditing Procedure No. 38). AICPA.
American Institute of Certified Public Accountants. (1978) *Compilation and review of financial statements* (Statement on Standards for Accounting and Review Services No. 1). AICPA.
American Institute of Certified Public Accountants. (2014) *Clarification and Recodification*, (Statements on Standards for Accounting and Review Services No. 21). AICPA.
D. Carmichael & J. Willingham (1985) *Perspective in Auditing*, McGraw-Hill.
Mautz, R. K., & Sharaf, H. A. (1961) *The philosophy of auditing*. American Accounting Association. (近澤弘治監訳 (1987) 『マウツ&シャラフ監査理論の構造』 中央経済社)
大矢知浩司 (1971) 『会計監査—アメリカにおける生成と発展』 中央経済社。
金融庁 企業会計審議会 (2013) 「監査における不正リスク対応基準」。
鳥羽至英 (1983) 『監査証拠論』 国元書房。
福嶋壽 (2007) 「保障水準が異なる業務に対する公認会計士の法的責任」 『東北公益文科大学総合研究論集』、12、55-85。
吉見宏 (2020) 「監査を巡る規制と監査の品質」 『現代監査』、30、22-24。

ディスカッションペーパー No. 3

小学生を対象とした実験教室の企画・実施
—鹿角市内における実践報告

杉江 瞬

小学生を対象とした実験教室の企画・実施

—鹿角市内における実践報告—

杉江瞬²

I 背景

1.1 日本における理科教育の現状

IEA(国際教育到達度評価学会)が進めている TIMSS (Trends in International Mathematics and Science Study) と呼ばれる算数・数学及び理科の到達度に関する国際的な調査において、2023 年に行った結果より日本の理科は小・中学校とも、前回調査と比較すると平均得点が低下していることが分かった。また、小学校4年生において「理科は楽しい」「理科は得意だ」と肯定的な回答をした児童が 90%と 81%国際平均を上回っているなど、高い水準ではあるが、これも前回と比較すると数%の下落が見られた。本調査での平均点と理科教育への興味・関心が直接的に繋がっているわけではないが、理科に対する興味・関心を向上させることは、日本の理数教育を支えるために大切である。また、中学生への「理科を勉強すると日常生活で役に立つ」「理科を使うことが含まれる職業につきたい」という回答は国際的な平均を下回っているが、年々増加しており、この意識を維持し、将来へと繋げて行くべきである。

TIMSS2023 の調査結果を踏まえ、文部科学省では理科教育における日常生活や社会との関連を重視する活動、自然の事物・現象を科学的に探究する活動の充実及び、それらを行う上で必要となる観察や実験の時間、課題 解決のために探究する時間の充実を図ることを定めた。また、理数系教育に興味・関心をもつ人材を小・中学校段階から育成するために、問題解決・探究に関する指導法の開発・調査を行うことを施策した¹⁾。

1.2 秋田県における理科教育の現状

国立教育政策研究所が行っている全国学力・学習状況調査の令和7年度の結果において、平均正答率・平均IRTスコアは小・中学校ともに全ての教科において全国平均を上回っている。しかし、令和4年度の小学校6年生理科の平均点と比べると10点程度下がっており、全国平均との差も縮まってきている。電気と磁石に関する知識や、乾電池の直列つなぎに関する知識への課題があり、今後、化学や物理学に関する内容に力を入れることへの必要性を感じる。児童生徒質問調査の結果【授業等の教育活動】における「自然の中や日常生活、理科の授業において、理科に関する疑問を持ったり問題を見いだしたりしていますか」や「理科の授業では、問題に対して答えがどのようになるのか、自分で予想(仮説)を考えていますか」でも全国平均を上回っており、秋田県の児童の教育に対する意識の高さが伺える。

² 弘前大学大学院地域共創科学研究科客員研究員

上記の内容から、秋田県の児童の特徴として、理科教育への学力、興味・関心、見方・考え方が高い水準にある、今後ともこの水準を維持していくため、理科教育に触れる機会を創出し、特に化学・物理学を中心に学びの幅を増やすべきだと考える。

II 研究目的

本研究では、鹿角市内において理科実験教室を行い、科学現象に対する興味・関心を促すことを目的にするとともに、理科教育が「楽しいこと」「面白いこと」であると実感してほしく計画した。

実験の内容として、以下の点に可能な限り留意して計画した。①実験前後について、内容や現象について考えて、推測・検証する時間を設けること。②五感を通して気づくことができるように、変化がわかりやすい内容。③日常生活において活用できるもの、または、身近なものとして活用されているもの。④触ったり、誤飲したりしても問題がないように、安全に配慮したもの。

III 実践内容

表1 鹿角市児童センターでの実験教室

題 目	児セ de チャレンジ 《サイエンス》		
場 所	児童センター 遊戯室		
主 催	鹿角市児童センター		
実験の対象	鹿角市内の小学生		
実施日	2025年5月17日	2025年6月21日	2025年8月2日
時 間	120分	120分	120分
実験内容	つかめる水・人工イクラに挑戦 (アルギン酸ナトリウムと乳酸カルシウム反応)	くだもの電池 (金属と電解質の反応)	ラムネとバスボムはしんせき!! (クエン酸と炭酸水素ナトリウムの反応)
参加人数	10人	10人	8人

表2 花輪市民センターでの実験教室

題 目	サタちびっ! しゅん博士のわくわく実験教室
場 所	花輪市民センター 講堂
主 催	花輪地域づくり協議会
実験の対象	花輪・柴平の小学生
実施日	2025年7月29日
時 間	120分
実験内容	空気砲をつくってみよう! (空気の押し出しと圧力変化の反応)
参加人数	14人



図1 見せ de チャレンジ《サイエンス》

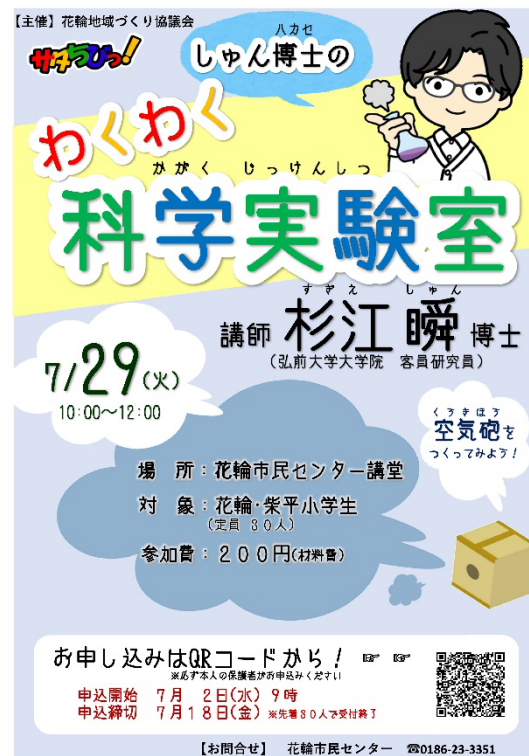


図2 サタちびっ! しゅん博士のわくわく実験教

3.1 つかめる水・人工イクラに挑戦の内容³⁾

表3 つかめる水・人工イクラに挑戦

目的	実験の流れ
<p><人工イクラ></p> <p>・アルギン酸ナトリウム水溶液を乳酸カルシウム水溶液に入れることで、アルギン酸ナトリウム水溶液の表面に膜が形成されることを理解する。</p>	<p><人工イクラ></p> <p>①アルギン酸ナトリウムと乳酸カルシウムの説明。 ②アルギン酸ナトリウム 1.3 g を水 350 ml に入れて溶けるまで攪拌する。 ③乳酸カルシウム 6 g を水 2000ml に入れて溶けるまで攪拌する。 ④アルギン酸ナトリウム水溶液に食紅で色を付ける。 ⑤スポイトでアルギン酸ナトリウム水溶液を吸収し、乳酸カルシウム水溶液に滴下する。 ⑥シリンジを使って、細長いものも作ってみる。</p>
<p><つかめる水></p> <p>膜は表面積が大きくなれば、なるほど壊れやすくなることを理解する。</p>	<p><つかめる水></p> <p>①アルギン酸ナトリウム 1.3 g を水 350 ml に入れて溶けるまで攪拌する。 ②乳酸カルシウム 6 g を水 1000ml に入れて溶けるまで攪拌する。 ③蓮華にアルギン酸ナトリウム水溶液を入れて、乳酸カルシウムに静かに入れる。 ④少し待ってから上記のアルギン酸ナトリウムを取り出す。</p>
<p><ブドウジュースを固めよう></p> <p>アルギン酸ナトリウムは海藻に含まれる食物繊維であり、食品添加物として利用できることを、食べる科学を通して確かめる。</p>	<p><ブドウジュースを固めよう></p> <p>①ブドウジュース 100 ml にアルギン酸ナトリウム 0.6 g を入れて溶けるまで攪拌する。 ②乳酸カルシウム 6 g を水 1000ml に入れて溶けるまで攪拌する。 ③スポイトでアルギン酸ナトリウム入りのブドウジュースを吸収し、乳酸カルシウム水溶液に滴下する。 ④生成したものを、水に通して薬品をとる。 ⑤生成したものを食べてみる。</p>

3.2 くだもの電池の内容^{4, 5)}

表4 くだもの電池

目的	実験の流れ
<p><果物電池の実験> 果物や野菜にイオン化傾向の異なる金属を刺すことで電池になることを理解する。 果物や野菜に含まれる液体が、電解質としての役割を持ち、金属間での電子の移動が起こる。</p>	<p><果物電池の実験> レモン、リンゴ、キウイ、ニンジン、ゴボウ、ナス、ダイコン、シイタケ、エリンギを使って実験する。 ①レモンに銅板とマグネシウム板を刺して電池作る。 ②上記に果物電池とワニロクリップを繋いで、電子オルゴールを鳴らす。 ③他の果物や野菜でも試してみる。 ④どの音が一番大きくなるか調べてみる。 ⑤音の大きさが異なる理由を考えてみる。</p>
<p><果物電池で直列回路を作る> 果物電池どうしで直列回路をつくって、電圧が大きくなることを確かめる。</p>	<p><果物電池で直列回路を作る> ①果物電池の電圧を大きくする方法を考える。 ②果物電池どうしを結合させる方法を考える。 ③果物電池で直列つなぎをする。 ④様々な組み合わせを考える。</p>
<p><燃料電池を作ろう> 水に電気を流すことで、電気分解が起こることを確認する。電気分解によって発生した水素と酸素による反応で燃料電池になることを確認する。</p>	<p><燃料電池を作ろう> ①電池に繋げた黒鉛を水に入れる。 ②5～10分間程度、電気を流し様子を見る。 ③電池をとって、黒鉛と電子オルゴールを繋げる。</p>

3.3 ラムネとバスボムはしんせき!の内容^{6, 7)}

表5 ラムネとバスボムの製作

目的	実験の流れ
<p><ラムネの製作> クエン酸と重曹(炭酸水素ナトリウム)の化学反応によって、二酸化炭素が発生し、独特のシュワシュワ感を生み出すことを理解する。</p> <p><バスボムの製作> ラムネと同じ材料でも、その量によって、別の用途に使用できることを確認する。</p>	<p><ラムネの製作></p> <ol style="list-style-type: none"> ①袋に粉砂糖 20.0 g とクエン酸 1.25 g を入れる。 ②同じ袋にレモン水を 0.75 ml 入れて混ぜる。 ③同じ袋に水を 0.75 ml 入れ、均一の硬さになるまで混ぜる。 ④同じ袋に重曹 1.25 g 入れ、均一の硬さになるまで混ぜる。 ⑤混合物を丸く形成し、乾燥させる。 <p><バスボムの製作></p> <ol style="list-style-type: none"> ①袋に重曹 60.0 g とクエン酸 30.0 g を入れて混ぜる。 ②同じ袋にアロマオイルを 5~6 滴を入れて混ぜ、この手順を 3 セット程度繰り返す。 ③水を滴下し、バスボムを握った時に崩れなくなる硬さまで調整する。 ④粉状にして型に詰め、乾燥させる。

3.4 空気砲をつくってみよう！の内容⁸⁾

表 6 様々な空気砲の実験

目的	実験の流れ
<p><ペットボトル空気砲を作る> 風船の伸び縮みによる体積変化によって、空気が押し出されることを確認する。</p>	<p><ペットボトル空気砲を作る> ①ペットボトルの下部を切りとる。 ②風船を半分にする。 ③ペットボトルの下部に風船をかぶせる。 ④風船とペットボトルをテープでとめる。 ⑤紙コップをペットボトルに付けて、持ち手を作る。 ⑥風船部分を引っ張って、空気砲を発射する。</p>
<p><段ボール空気砲で遊ぶ> 有色の煙を入れることで、ダンボールを押すことによって、煙が発射されることを確認する。</p>	<p><段ボール空気砲で遊ぶ> ①段ボールの真ん中に直径 10 cm程の穴を空ける。 ②スモークマシンを用いて、段ボールに煙を入れる ③段ボールを叩いて、押して煙を発射する。</p>
<p><プラスチックダンボールの大型空気に挑戦する> 押し出された空気と、周辺の静止した空気との接触によって、圧力変化が起こっていることを煙の様子から確認する。</p>	<p><プラスチックダンボールの大型空気に挑戦する> ①スモークマシンを用いて、プラスチックダンボールに煙を入れる ③プラスチックダンボールを収縮させて、煙を押し出して発射する。</p>

IV実践結果

<つかめる水・人工イクラに挑戦>

この実験は、実践の1回目にあたる内容であったことや、参加者の中には理科教育が始まっていない児童もいたため、予め薬品等は測って用意をしていた。

人工イクラの実験では、滴下したアルギン酸ナトリウム水溶液が、丸くなり小さな塊になったことに驚いていた。また、実際に触ってみて、そのイクラに似た感触について、不思議がっている様子が確認できた。



図3 人工イクラの生成

つかめる水の実験では、大きな物質を生成することが難しく、何度も挑戦している姿があった。挑戦を繰り返すうちに、表面積が大きいほど、生成の難易度が高くなることや、膜と表面積の関係性について気づいている児童も見られた。また、上手に生成できた児童は強い達成感や特別感を味わっているように感じた。

ブドウジュースにアルギン酸ナトリウムを混ぜることで、食べる科学として、楽しむことができていた。また、日常生活での活用やタピオカ等の似た食品についても考えたなど、1つの内容から見方・考え方が発展しているように見られた。食べたときに乳酸カルシウムによる苦味に気づいたり、酸性の液体や乳製品では作ることができないことを学んだりと知識を深めることができていた。

<くだもの電池>



図4 果物電池の様子

果物電池の実験では、様々な果物や野菜を用意して、電池になるものを友達と相談して、予想してから始めた。実際に全ての果物や野菜が電池になることがわかり、その共通点を考えながら、実験を進めた。また、果物や野菜の種類によって、電子オルゴールの音の大きさが変化することから、その要因を考えたり、他の友達と結果を比べながら自分の考えを伝えたりするが見られた。

直列回路をつくる実験では、音を大きくする方法を考えたり、果物電池を組み合わせる方法を試したりと、自分の知識を活用しながら試行を行っていた。また、直列回路の実験時、低学年の児童は未修学の内容でもあったことから、高学年の児童が丁寧に教えている姿が見られた。最後にたくさんの果物電池を繋げ

て、どれくらい音が大きくなるのか試している様子も見られた。

燃料電池の実験では、「水に電気が溜まっている」「電気が黒鉛に残っている」など自分なりに原理を推測したり、自然現象を基に考えたりしていた。

<ラムネとバスボムはしんせき!!>

ラムネとバスボムの実験では、自分で薬品の容量を図ったり、混ぜ合わせたりと、児童が主体的に進められる実験を行った。また、実験を始める前に、クエン酸と炭酸水素ナトリウムの混合物に水を加えると、二酸化炭素が発生することを演示実験から教えた。多くの児童が、二酸化炭素を要因とする炭酸飲料と、ラムネとバスボムにおける「シュワシュワ」と感じる原理を関連付けながら考えていた。

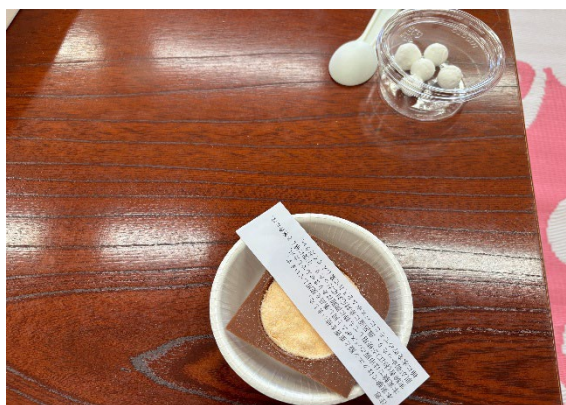


図5 生成したラムネとバスボム

今までの実験から児童の技能が向上しており、上手に手順を進めることができていた。また、実験が得意な児童は、積極的に友達を手伝ったり、コツを教えたりとコミュニケーションを通じた関わり合いがあった。児童の中にはラムネとバスボムの原理について、自分で推測した内容を積極的に発信したり、友達と確かめ合ったりしていた。

<空気砲をつくってみよう！>

ペットボトル空気砲の実験では、風船の収縮によって空気が発射されたり、ペットボトル内の体積の変化に言及していたりする児童も見られた。マスキングテープやシールを用いて、自分だけのオリジナルな空気砲を作ることが最も盛り上がった。

段ボール空気砲では、スモークマシンを用いて空気の可視化を行った。空気砲から発射された空気の形を見ることができ、自分の予想と空気の形を比較しながら、実験を繰り返していた。



図6 ペットボトル空気砲

プラスチックダンボールの大型空気砲の実験では、発射された空気の弾がドーナツ状の渦輪をしていたことに気づいた児童もいた。段ボール空気砲では、ただの丸い塊のように見

えた空気が、実際にドーナツのようになっていることに気づいて驚いていた様子もあり、その原理について積極的に理解しようとする姿勢が見られた。

V まとめ

これらの実験教室を通して、児童の理科に対する興味・関心を高め、理科教育に対するポジティブな印象を促すことができたと考えられる。元々、理科や実験に興味があったり、肯定的な印象をもっていたりする児童が参加していることもあったが、「楽しかった」「小学校の理科の授業が楽しみになった」「また参加したい」などの感想を引き出すことができ、企画・実施で十分な成果を出すことができた。

実験前後において予想・検証をする時間を設けており、児童どうしが相談しながら、実験結果の推測や原理について考えたり、学校で習って内容や身の回りの現象に当てはめたりする様子が見られた。実験では、色や形などの見た目の変化に気づきやすいもの、触ったりして変化が分かりやすいものなど、五感を通して理解しやすいものにした。そのため、その化学反応や原理について、大きな興味・関心を促し、感覚的に理解できるものとなった。そのため、苦手意識を感じさせず、自分から積極的に進められるようになっていた。実験内容においては、薬品に触ったりするだけでなく、「人工イクラ」や「ラムネ」などの食べる科学といった内容も含まれているため、事故や怪我に繋がらないように配慮しながら進めた。実験では事故等は見られず、安全に実施できた点で成功であったと考える。

今回は一部の地域や人数も限定的であったため、参加できない児童も多くいた。そのため、今後とも継続的に企画・実施をしていき、多く地域で理科教育や実験の「楽しさ」「興味深さ」を伝えていきたいと考える。

参考文献

- (1) 文部科学省・国立教育政策研究所「IEA 国際数学・理科教育動向調査 TIMSS202 の結果（概要）」pp. 1-21、2023
- (2) 秋田県教育委員会「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について」、p. 2-7、2025
- (3) 子どもに笑顔を「【科学実験】『つかめる水』の原理やコツを詳しく！～自由研究ヒントも！」、2020
<https://smilekodomom.com/aruginsan/>
最終閲覧日 2025年1月20日
- (4) 子どもに笑顔を「【小学生・中学生の科学実験】レモン以外もOK！『果物電池』～自由な発想で楽しもう！」、2020
<https://smilekodomom.com/lemon-battery/>
最終閲覧日 2025年1月20日
- (5) 学研キッズネット「えんぴつでかんたん 燃料電池をつくろう」

https://kids.gakken.co.jp/jiyuu/category/try/fuel_cell/

最終閲覧日 2025 年 1 月 20 日

(6)HONDA Kids 「バスボムをつくろう」

[https://www.honda.co.jp/kids/jiyuu-](https://www.honda.co.jp/kids/jiyuu-kenkyu/lower/17/?msockid=2738c8bf453c69a92a28dc44a56801)

[kenkyu/lower/17/?msockid=2738c8bf453c69a92a28dc44a56801](https://www.honda.co.jp/kids/jiyuu-kenkyu/lower/17/?msockid=2738c8bf453c69a92a28dc44a56801)

最終閲覧日 2025 年 1 月 20 日

(7)cotta 「【はかり不要】簡単ラムネの作り方・レシピ」、2023

<https://www.cotta.jp/special/article/?p=62939>

最終閲覧日 2025 年 1 月 20 日

(8)かがくらふと 「ペットボトルで簡単にできる「空気砲」の作り方（リサイクル工作）」

<https://kagacraft.com/petkukiho/>

最終閲覧日 2025 年 1 月 20 日

ディスカッションペーパー No. 4

地域づくり現場のOODAループの活用についての考察
—中間支援組織としてNPOひろだいリサーチの活動から見た
集落への入り方—

竹ヶ原 公

地域づくり現場のOODAループの活用についての考察

—中間支援組織としてNPOひろだいいりサーチの活動から 見た集落への入り方—

竹ヶ原 公³

キーワード：NPO ひろだいいりサーチ、あおもり県民政策ネットワーク、中間支援組織、OODA ループ

1 はじめに

本稿は、持続可能な地域づくり推進を目的にした中間支援組織による地域づくりのプロセスやその取り組みなどについて、青森県弘前市に事務局のある NPO 法人ひろだいいりサーチ（以下ひろだいいりサーチ）の事例をもとに考察した。現在のひろだいいりサーチの立上げは、弘前大学大学院地域社会研究科の教員と社会人学生による共同研究及び自治体職員との共創の場づくりとして 2009 年発足した。またその後共に活動することとなるあおもり県民政策ネットワーク（以下県民ネットワーク）は、2002 年青森県が主導して設立され、地方シンクタンクとして産声を上げ、青森県の職員が事務局を担い青森県内の主要な大学教員や民間研究機関が参画し、政策提言や県内における様々な活動への研究助成事業が主な活動となっていた。県民ネットワークの解散に伴い、その人材を活かし持続的な地域への貢献を担うために、ひろだいいりサーチは新たに県民ネットワークの人材と共に中間支援組織としての役割を果たしていくこととなった、新たに人材とネットワークが豊富となり、ひろだいいりサーチは、その活動領域を広げ、地域活性化のための活動を自律的に行う地域の実現に対し寄与することを目的とする活動を担うこととなった。大学関係者という限られた人材から幅広くなった人材と経験とを基盤とし、ひろだいいりサーチはその役割を果たすべく、民設・民営型の組織として、中間支援活動等を行ってきた。地域に根差した活動に傾注することができたのは、地方シンクタンクとして培った県民ネットワークの現場重視の考え方が脈々と息づいてきたからこそであり、地域づくりにおいて現場に根差した地域づくり支援を可能にしたと思われる。そしてさらに、現場では、後付けのようではあるが振り返ると、

³ 弘前大学大学院地域社会研究科客員研究員

OODA ループというフレームワークが中間支援組織として地域づくり現場のスピード感と柔軟性が大きく寄与していることを述べている。

2 中間支援組織についての先行研究

中間支援組織の存在意義や役割についてはさまざまな指摘がなされている。例えば、平岡（2021）は、「日本国内の地域づくりの現場の多くでは、専門的な知見・ノウハウやそれを有する人材の不足、いわゆる「知的・人的基盤」の脆弱性という課題を一貫して抱えていることを指摘し、地域密着型の中間支援組織の整備が進められている。」と述べている。また、小山（2018）は、今日のコミュニティ形成において地域の諸主体間の「協働」の推進が重要な課題であるという立場から、「行政と住民の間に入ってこれを調整する・通訳する役割をもつ組織は、協働を目指していく上では重要な役割を担う」と、中間支援組織が主体間のつなぎ役としての役割を有していることを指摘している。持続可能な地域づくりは、旧小学校区くらい範囲での地域づくり自治区等においても中長期的に各種事業を展開するとともに、その担い手は、地域コミュニティ団体、自治体、民間企業、NPO など多様となっている。

地域づくりの現場では、その支援活動を進めていく上では、特定の地域・自治体に拠点を置き、そこでの持続可能な地域づくりの促進を目的に、NPO などによる非営利活動、民間企業などによる地域資源を活用したコミュニティ・ビジネス、学校などによる地域教育活動、自治会などによるコミュニティ活性化活動など、多岐にわたる主体、事業形態の取り組みを横断的かつ柔軟に支援していく組織が必要とされているとされている。

日本の中間支援組織の設立・運営形態については、先行研究を踏まえると次のようなタイプに整理できる。第1は、NPO等の民間主体が中心となり独自に中間支援組織を立ち上げ、活動を展開する民設民営型。第2は、自治体が主導して同組織を設立するが、組織形態は特定非営利活動法人（以下、NPO法人）などの民間組織として運営、活動を展開していく「公設民営」型。第3は、自治体が主導して同組織を設立し、その後も行政組織の一部門として活動を展開する「公設公営」型がある（国立教育政策研究所、2016）

次に述べるひろだいりサーチの事例は、公設公営型からスタートする中間支援組織ではないものの、その種子が含まれている地方シンクタンクが民設民営型のNPOという組織としての活動に変遷していった事例をあげている。

3 地域に根ざしたシンクタンクから中間支援を担う組織へ

(1) あおもり県民政策ネットワークの立上げ

2002年、従来型の「官」主体による県の政策から県民参加による政策への転換の推進に向けて、県の補助金を得て、県内の自治体・企業・有志により創設された。事業内容は①政策研究助成事業②地域づくりコーディネーター事業などとし、県民自らの政策形成という取り組みとなった。井上（2005）は、地方シンクタンクの存在理由について、「地域に居住し、地域特性（気候・風土、地勢、歴史・文化、産業構造、企業類型、地帯構成、住民の気質な

ど)を知悉している研究者達が、丹念に最新情報を収集し、住民ニーズを汲み上げ、的確な原案を組み立てることができるⁱと述べている。具体的には、青森市浅虫地区での温泉観光地の取組みが、活動を重ね2025年の市民による花火大会ⁱⁱを自力で開催した考え方の基礎となってきたように市民自らが地域課題を解決していく気運の醸成に大きく貢献してきたのだらうと感じられる。県民ネットワークの活動により官による政策のトップダウンから、活動がこれまでの分野別にバラバラだった県内の活動がボトムアップの機会創出になり、住民にとっても県としても把握しやすくなったのではないかと推測される。また、これまで活動してきた分野だけでなく他の分野の活動との連携など新たな可能性が見える場づくりなることができたと思われる。

表1 あおもり県民政策ネットワーク役員名簿(2002年12月)筆者作成

役職	名前	所属等	役職	名前	所属等
代表	吉田 豊	弘前大学長	運営委員	野村由美子	国立弘前病院小児科医長
副代表	田中榮子	青森県地域婦人団体連合会会長	運営委員	福士隆三	財)青森地域社会研究所専務理事
運営委員	有谷昭男	NPO 法人あおもリエスピ ^o - ^o サポートセンター理事長	運営委員	三浦克之	株)サ ^o ・コンピ ^o ューター代表取締役社長
運営委員	安保照子	株)ハヤ製菓代表取締役	運営委員	柳谷章二	青森マツダ株式会社代表取締役社長
運営委員	井上 隆	青森大学経営学部経営学科長	運営委員	吉原正彦	青森公立大学経営経済学部長
運営委員	加藤陽治	弘前大学地域共同研究センター長	運営委員	青森県	
運営委員	熊谷啓子	サポートセンター下田フォレスト室長	運営委員	青森県市長会	
運営委員	桜田節子	有)リンク ^o 代表	運営委員	青森県町村会	
運営委員	田中一博	株)グリーンエンジニアリング代表	監 事	鎌田慶広	株)福島屋専務取締役
運営委員	中橋勇一	協)プランニングネットワーク東北専務理事	監 事	野月ひさ子	有)らいず代表取締役

(2) NPO 法人ひろだいリサーチの活動

2009年弘前大学大学院地域社会研究科教員からの発案で発足した組織であり、その目的

として定款に「弘前大学をはじめとする研究機関が保有する知的資源を地域で共有し、地域政策課題の発掘と調査分析を行い、その成果を地域社会に還元する事業を行うことにより、活性化のための活動を自律的に行う地域の実現に寄与することを目的とする。」として活動を開始した。当初は教員や地域社会研究科院生等の参加によるフォーラムや地域づくり現場への提言等が行われていた。活動財源が会費のみに限られたため自主財源として各種の研究助成をそれに充当した活動となっていた。2013年県民ネットワークの解散を機に県民ネットワークの人材とひろだいいりサーチの人材の融合を図り、県民ネットワークの目指した地域づくりの現場に近い位置からの活動に深く入り込むことになった。

表2 NPO法人ひろだいいりサーチ役員名簿比較（2009年7月と2013年12月）筆者作成
 (2009年度) (2013年度)

役職	名前	所属等	役職	名前	所属
理事長	佐々木純一郎	弘前大学大学院地域社会研究科教授	理事長	竹ヶ原 公	青森県上北地域づくり研究所 代表
副理事長	丹野 正	弘前大学大学院地域社会研究科教授	副理事長	谷口 清和	一財) 青森地域社会研究所 研究員
副理事長	檜 貢	弘前大学大学院地域社会研究科教授	副理事長	櫛引 基夫	青森大学社会学部教授
監事	佐藤 三三	弘前大学大学院地域社会研究科長	監事	佐々木純一郎	弘前大学大学院地域社会研究科教授

表3 ひろだいいりサーチの主な活動（筆者作成）

年次	事業名	委託先
2009	「奥戸じゃがいもブランド研究協議会」設立	自主事業
2010	「地域活性化のための資源活用、食の安全、環境保全～里山の利活用～」フォーラム開催青森県	自主事業
2012	「震災後における八戸圏域企業調査事業」 青森県	あおもり県民ネット
2014	「『函館酪農公社』移動販売車に見る買物過疎地域へ青森県の社会貢献的役割の研究」の社会貢献的役割の研究	Jミルク
2015	十和田市意見交換会「ご近所コミュニティのチカラ」	十和田市
2016	「地域社会・企業を通じて考える青森県内で働く・生きることのポテンシャル研究」	青森県
2016	「住民組織力強化ハンドブック作成事業」	青森県

2016	「みちのくふるさと貢献基金」助成事業—移動販売車による買い物弱者支援の動向調査事業—	みちのく銀行
2016	「移動販売車に見る買物過疎地域への社会貢献的役割の研究報告会開催	自主事業
2017	直売所を活用したもっと高齢者による実験的地域づくり支援事業	むつ小川原財団
2017	青森県型地域共生社会づくり促進事業（～2019）	青森県
2020	未来の地域づくり総合プロジェクト支援事業	平内町
2020	白神自然環境人材育成支援事業	弘前大学
2021	上北地域・地域経営モデル事業（～2023）	青森県
2021	東青地域・地域経営モデル集落支援業務（～2023）	青森県
2024	上北地域「あおもり型農村 RMO」育成事業（～2025）	青森県

4 青森県内における中間支援組織の地域への入り方の事例

（1）人的資源の増強（県民ネットワークからひろだいいりサーチへ）

2014 年県民政策ネットワークの人材の合流後、これまでの研究・政策提言から徐々に現場において、地域住民による地域づくりの支援にひろだいいりサーチの活動が傾斜していった。特に、2018 年からは地域共生社会という福祉分野から入った地域づくりや 2021 年からは農業分野からの地域づくりに関わるが多くなった。

地域づくりの現場に入るにあたり、前述の井上の言葉が活動に重く響いてきた。

「地域に居住し、地域特性（気候・風土、地勢、歴史・文化、産業構造、企業類型、地帯構成、住民の気質など）を知悉している研究者達が、丹念に最新情報を収集し、住民ニーズを汲み上げ、的確な原案を組み立てることができる」これはシンクタンクとしての心構えになるが、地域という現場に入り、住民に直接語り掛ける作業においてはさらに「地域特性（気候・風土、地勢、歴史・文化、産業構造、企業類型、地帯構成、住民の気質などを掘り起し、丹念に最新情報を収集し、住民ニーズを汲み上げ、的確な原案を組み立てる」必要に迫られた。表 3 の特に 2017 年以降については、ひろだいいりサーチが現場に入り地域特性に合わせて住民主体の地域づくりに取組んだ軌跡であり、実際に現場に入り住民と直接交わした記録をそれぞれ活動場面ごとに分けて比較してみた。

①聞取り・参加＝地域の各団体の活動時に参加すること。及び情報の聞取り作業



図1 高齢者の集まりに参加する（筆者撮影） 図2 作業現場での聞き取り（筆者撮影）

②WS（ワークショップ）＝定期的な話し合い・決めない会議・目的別のアイデアの出し合い



図3 付箋による意見の出し合い（筆者撮影） 図4 小グループでの話し合い（筆者撮影）

③会議＝年度初め及び年度終わりの活動計画や活動のまとめ



図5 町内会総会への参加（筆者撮影）

図6 市の事業への参加有無会議（筆者撮影）

④イベント＝地域で新たに企画したイベント等（例：なべ食堂、トランプ大会など）



図7 住民手作りのなべ食堂（筆者撮影）



図8 住民企画のトランプ大会（筆者撮影）

（2）活動場面の日数の推移から見てきた傾向と反省

表4 地域への活動別入り込み日数の比較表（筆者作成）

年度	地域共生社会事業			集落経営事業		
	2017	2018	2019	2021	2022	2023
①聞取り・参加	8	24	20	25	2	0
②WS	1	1	2	5	25	23
③会議	11	11	11	1	2	2
④イベント	2	2	2	2	4	3
計	22	38	35	33	33	28

取組みに対しての助走について、地域共生社会事業は2017 後半から全く知らない土地での情報収集から始まり、そもそも情報収集の場所がいつでもどこにあるのかから会議からの情報を基に動き出すことになった。一方、集落経営事業については2016 年度から何回か集落の話合いにオブザーバー的に入っていたことと該当する集落が出身市町村だったことで情報収集が比較的早く多くできたという違いがあった。

（1）聞取りや参加については、集落経営事業では初年度の回数が多くなっているが次年度以降は減少している。地域共生事業では会議をしながら聞取りや様々な活動に参加している傾向があった。

（2）WS（ワークショップ）＝地域共生事業では地区全体のWSを行うことができたものの、積み重ねの決めない会議はできなかった。逆に、集落経営事業においては、決めない会議形式のWSが浸透し2年目以降多くの参加者の意見が反映される機会の創出となった。

（3）会議については、地域共生社会事業は一定数の推移となっているのは会議が形骸化してしまっただけの影響かもしれない。集落経営事業については年度初めの計画と年度末のふりかえりのみで多くの住民を巻き込んだ会議の機会は作ることができなかった。

(4) イベント＝地域共生事業では、多くの住民が参加する場として「なべ食堂」ⁱⁱⁱの企画・運営にあたった。しかしながら、これまでの生活改善グループとの相違点を明確に打ち出すことができなかったことが反省。集落経営事業としては、「トランプ大会」^{iv}「30年ぶりの復活夏祭り」「食堂一本松」などWSから出た小さな企画を膨らませ恒例行事まで引き上げることができた。

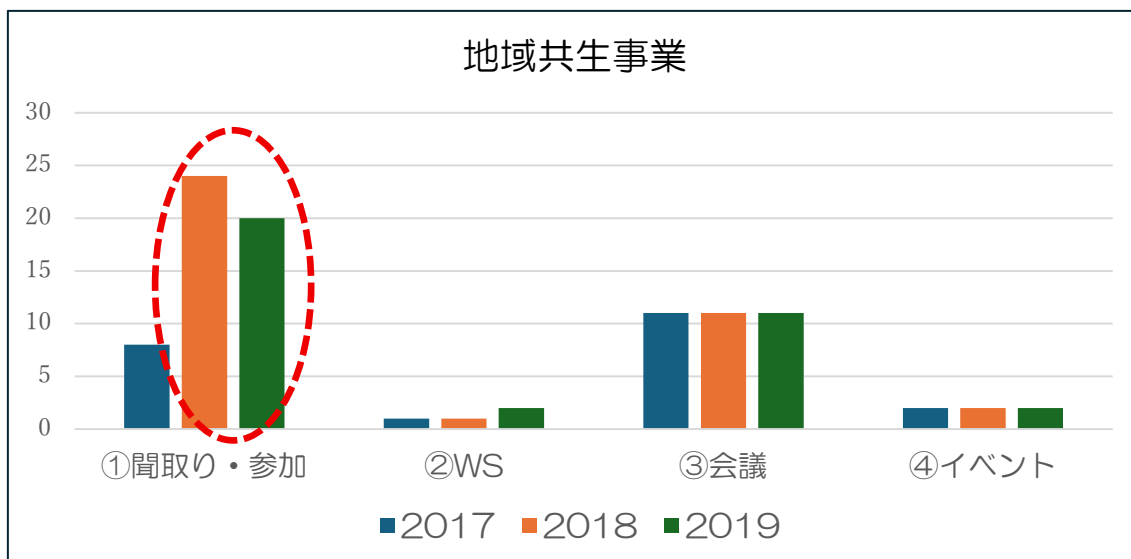


図9 地域共生事業時の活動ごとの年間入り込み日数（筆者作成）

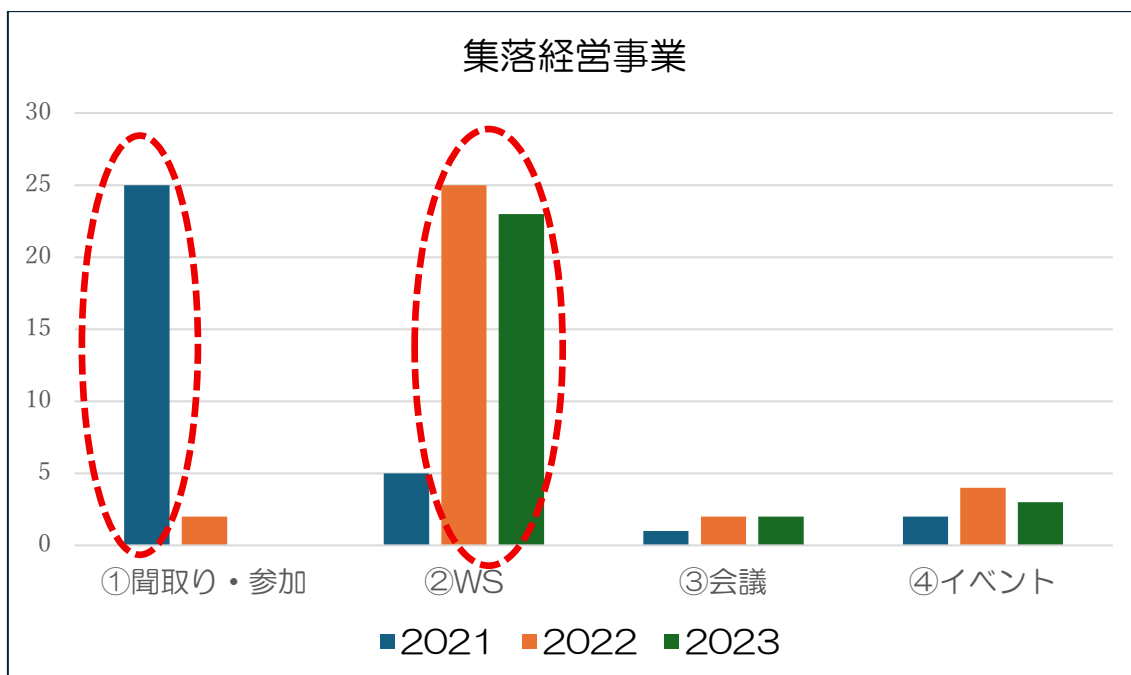


図10 集落経営事業時の活動ごとの年間入り込み日数（筆者作成）

(5) 見えてきた傾向

①地域共生社会事業・集落経営事業とも①の聞取りと住民活動への参加がキーワード

②会議とWSの違いについては地域共生事業については町内会役員を中心とした定期会合のため情報収集と企画の確認作業になってしまったのに対し、集落経営事業では町内会役員の会議から早い時期に有志の集まりに変換できたことが大きく、話し合われた内容も課題の追いかけすぎから解決策のアイデア出しに自由に話し合いが変更していったことが大きく。さらに、そこから派生した企画毎のチームWSも増えていったことが大きく回数を伸ばすこととなっている。

(6) OODA ループのアプローチ

これまでの地域づくりへのアプローチは、主に行政主導であり、どちらかという地域課題が何であるのかを特定した中で、課題を解決するために、計画として、ビジョンを描き、目標を設定し、その目標達成のために、事業を組み立て実施してきた。多くの場合行政が上意下達的にNPO等の受け皿組織等を使いながら事業を展開することになる。一般的なアプローチとして、こうしたサイクルは、「計画(Plan)」-「実行(Do)」-「評価(Check)」-「改善(Action)」というPDCAによるマネジメント・サイクルにより進めていくことでもある。

行政主導型の多くの地域づくりの現場においてもPDCAサイクルによるマネジメントが重視されることで、時として、取り組み自体が形式的になったり、単にサイクルを回していること自体が目的となり中身の伴わない活動になったり、KPIを求めるあまり数値だけが独り歩きする活動になってしまうことも多いように思われる。

こうしたPDCAに対する様々な議論の中で、これまで現場の地域づくり支援活動で取り組んできたことを後付けになってしまうが、OODAループのフレームワークで整理をしてみた。

「みる(観察)(Observe)」→「わかる(情勢判断)(Orient)」→「きめる(意思決定)(Decide)」→「うごく(実行)(Act)」というループで進めるOODAアプローチが注目されている。PDCAサイクルでは、計画が重視されるのに対して、OODAループは、事実の観察が出発点となる。そこから何らかの判断をし、決断し、行動に移していく。共有される大きな方向性や大枠のようなものが実際にはあることが多いが、緻密に構成される計画とは異なる。吉村(2019)は「地域づくりの現場では、計画に基づき事業を実行することではなく、まずは、状況や人の行動をよく観察することを通して、具体的な方向づけを判断し、その上で何を行うのか決定し、実行していくことになる。」と説明し、状況の変化によって住民のモチベーションなど安定的ではない中で、課題解決に向けて柔軟に、かつ、機動的に対応することになるのがOODAループのアプローチと言える。

これまでのひろだりサーチによる中間支援活動を、「聞取り・参加」「WS」「会議」「イベント」この4つの活動をOODAループに置き換えてみた。

○聞取り・参加＝観察(みる＝Observe)

○WS＝情勢判断(わかる＝Orient)

○会議=意思決定（きめる=Decide）

○イベント=実行（Act=うごく）

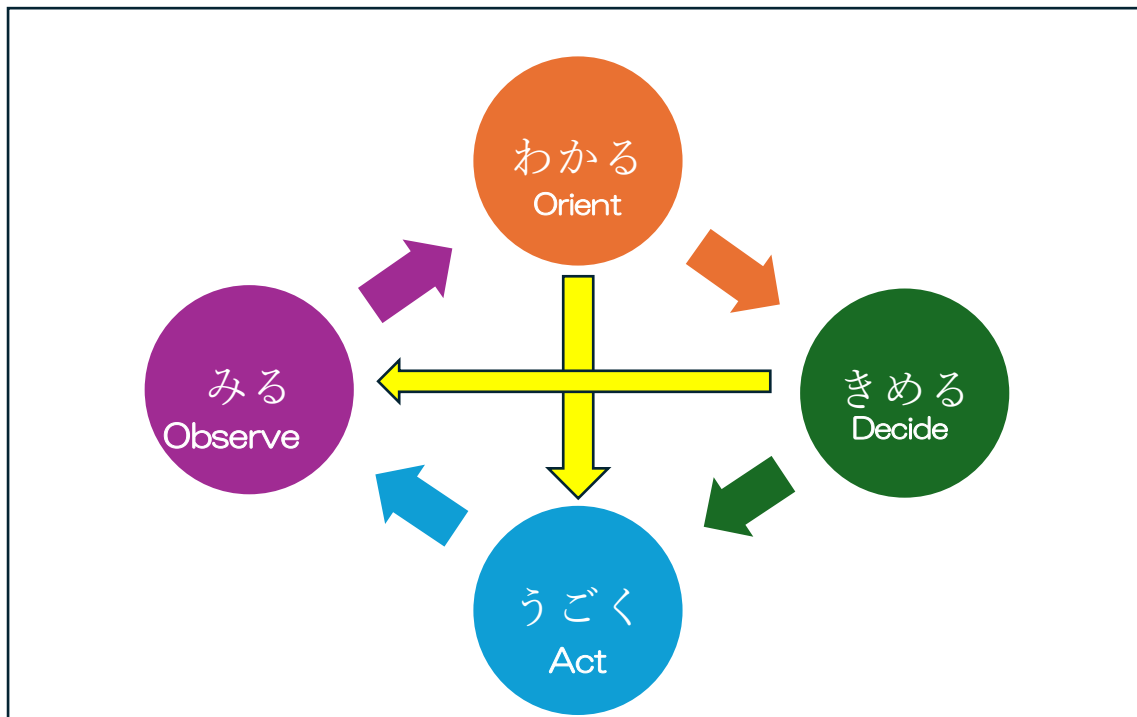


図 11 OODA ループの構造（入江仁之 OODA ループ思考を参考に筆者作成）

地域づくり現場においては、住民のモチベーションの維持のためにも「その気になったらすぐ」というスピード感とWSでの住民の話し合いの中から出てきたアイデアを実現させていく柔軟性のあるアクションが求められる。図 11 の OODA ループの構造で見ると、「わかる」から「うごく」というアプローチにあたる。また、柔軟性では、WSで関係者全員の意思統一がはかられなくとも「まずはうごく」ことが必要とされ、「わかる」から「うごく」ことへのアプローチとなる。立ち止まらずに動きながら活動する事例となる。OODA ループの考え方は固定的ではないということが現場に向いているように思われる。

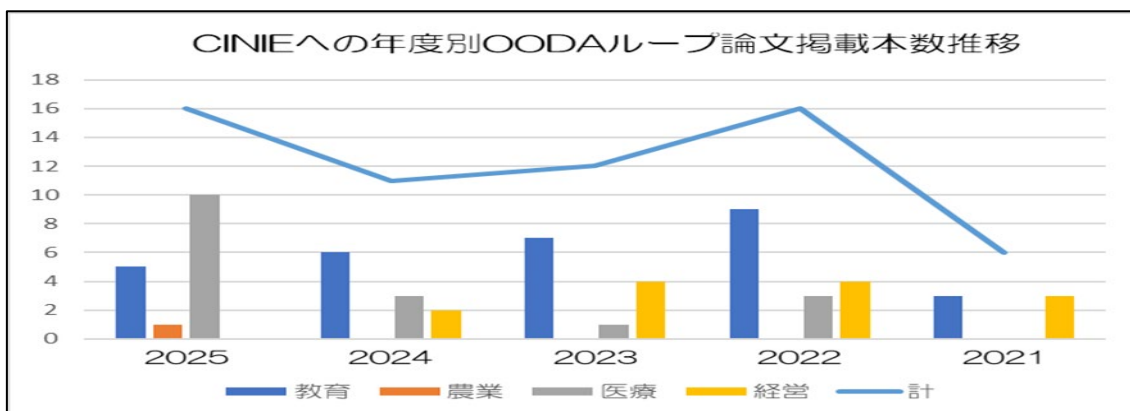


図 12 OODA ループ論文の分野別 CINIE への投稿論文掲載数推移（筆者作成）

5、小括とふりかえり

図 12 のように、近年 OODA ループの考え方が教育・学校や医療・看護の分野で注目されているという流れが感じられる。中間支援組織として地域づくりのお手伝いに地域に入る際の OODA ループによるアプローチにおいて重要な事例を紹介してきた小田切は（2025）は、「できることから実践し、その振り返りの中から新しい方向性を探り、積み重ねていくことにより生まれている。むしろ、「厳密な計画を立てることから始めない」ことが基礎にある。「最初に仕組みあるきではなく、仕組みは結果としてつくられていく」。この考えは多くの事業分野で活かされている。」^vという言葉で表している。

特に「みる（observe）」の段階において、「見る」ことではなく「観る」ことが肝要となっている。すなわち、実際に起きていることに対し気づくために、神経を研ぎ澄まして「みる」ことがすべての始まりとなる。いち早く行動に移すためには、周囲の人のしぐさや言動、目の前で起こっていることを注意深く観察する必要がある、「みる」に基づき「わかる（Orient）」方向づける、正しく判断することが求められる。それは判断する対象にだけ目を奪われることなく、その背景に対する認識をセットで主体的に理解しようとする必要がある。その先に「きめる（Deside）」があり、どんな行動をとるか、あるいはやめるのかの判断をする。そして最後に「うごく（Act）」であり、重要なのは最後までやり抜くことである。地域づくりは息の長い活動であり、そこに住む住民自らが自分たちの暮らしを豊かにしていく活動に他ならない。公的財源が活動の基礎にある以上、行政による PDCA サイクルの企画と報告も必要な中であって、地域に入る中間支援組織として十分に行政との話し合いをし、あまりにも細かすぎる企画より、現場ではより自由な活動が必要とされる。そのためにも行政と中間支援新組織との間の共通認識をしっかりと確認した中で地域に入ることが前提としてある。

まだまだ OODA ループの活用事例としては少ないため、今後の活動を小さな場面からでも活用することで検証を深めることとしたい。

注

ⁱ 2006 年あおもり県民政策ネット通信 VOL13 において地元で「地域政策の原案」を考える意味についての発表

ⁱⁱ 2025 年 9 月 15 日青森市、浅虫まちおこし応援団による「浅虫の火は消さない 中止が発表された第 75 回浅虫温泉花火大会復活プロジェクト」が開催された。浅虫を代表するイベントの一つである浅虫温泉花火大会は、74 回という歴史を誇り、青森の夏の風物詩として地元民から親しまれてきました。2025 年も 7 月に第 75 回花火大会が開催されるはずだったのが、6 月に急きょ中止となりました。浅虫を照らす火を消してはならない、絶対に花火大

会はやらなければならないと思います、中止となった花火大会を復活させるべく、このプロジェクトを立ち上げました。<https://camp-fire.jp/projects/858385/view> 2026年1月19日引用)

iii 2018年～2019年青森県南部町において、「なべ食堂」を開催。核家族化が進む中で、高齢者世帯だけの食事から、地域全体で企画した食事会。これまで食生活改善グループ等限定された中での食事会を町内会主体での実施とした。

iv 2021年～2026年青森県十和田市において「トランプ大会」開催。人口減少と高齢化の影響で集落の会合が総会と清掃等の決められた集まりになってしまっていたため、住民の発案からの、農閑期に「ゴニンカン」「ババヌキ」というゲームで住民のトランプ大会を実施している。

v 一般社団法人地域活性化センター 全国地域リーダー養成塾修了者研修会 北海道・東北ブロック研修「にぎやかな過疎をつくる-新しい地域の展望-」(小田切徳美)での報告

参考文献

平岡俊一 (2022)「地域でのコミュニティ・ビジネス推進のための仕組み・体制づくり—滋賀県東近江の事例から— 日本環境学会幹事会編「産官学民コラボレーションによる環境創出」本の泉社

小山弘美 (2018)「自治と協働からみた現代コミュニティ論—世田谷区まちづくり活動の軌跡」晃洋書房

国立教育政策研究所 (2016)「多様なパートナーシップによるイノベーティブな生涯学習環境の基盤形成に関する建久報告書IV—中間支援組織調査」

小田切徳美 (2024)「農村再生の政策構想-にぎやかな過疎をつくる-」農文協

竹ヶ原公 (2022)「中間支援組織による持続可能な定住を支える「創り直し」のための住民意識耕起の考察」弘前大学地域社会研究 15号

竹ヶ原公 (2023)「中間支援による地域運営組織育成過程での具体的支援の考察」弘前大学地域社会研究 16号

竹ヶ原公 (2024)「農村 RMO における持続性の確保に関する考察」弘前大学地域社会研究 17号

竹ヶ原公 (2025)「農村 RMO における持続性の確保に関する考察—土地持ち非農家参加の地域保全隊と農家レストラン『食堂一本松』を事例として—」弘前大学地域社会研究 18号

吉村輝彦 (2019)「地域まちづくりのプロセスデザインの今後」日本福祉大学経済論集 第59号

入江仁之 (2019)「OODA ループ思考」[入門]—日本時のための世界最速思考マニュアル—ダイヤモンド社

以上